## ア ノ部

1

### アバンドン

Abandon.

委棄

〔本義〕「アバンドン」ハ「ア」ト「バンドン」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「バンドン」ハ佛蘭西ノ古語ニテ「允許」又「命令」ノ義今「アバンドン」ハ「他ノ命令スル所ニ任カスル」ノ義

〔釋解〕他人ノ手ニ委ヌルコトナリ又法律語ニテハ「セシメン」（讓渡ナリセシノ部一八）トモ同ク權利者ニ己レノ財産ヲ與フルヲ謂フナリ

A bandon de biens.

アバンドン、ド、ビアン

## 財産ノ委棄

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ（ベノ部一一）

〔釋解〕自己ノ所有スル所ノ財産ヲ悉ク他ヘ委子與ヘルノ意思ヲ表示シテ又此語ハ人其死後ニ至リ其財産分配ノタメニ血屬共ノ紛爭ヲ來サンコトヲ恐レ生前ニ在リテ預メ相續人ノ各自ヘ其分配ヲ爲シ置クヿヲモ包含ス

〔參照〕地役ニ付テハ（民）六九九、目錄相續ニ付テハ（民）六五六、尊屬ノ親全部ノ名義ニテ爲ス者ハ（民）一〇七五以下、其別段ノ名義ニテ爲ス者ハ（民）一〇八〇

ハ(民)一四〇六、返還ス可キ財産享用ニ付テハ(民)一〇五三、義務者ノ爲ス者ハセシオン、ド、ビアン」ノ處、種々ノ財産ニ付テハ(民)一〇八「セシオン、ド、ビアン」ノ部一二〇「エパーウ」テノ部一九「デレスマン」ノ部一二七、(刑)四三「トレヴダル」ノ處、棄兒ハ(民)五八

Abandonnement de biens.

アバンドン

財産ノ委棄

〔本義〕「アバンドンヌマン」ハ「委棄サレ」又「委棄スル」又「委チ與ヘラレ」ノ義「アバンドンマン」ハ「委棄フル」ノ義ナリ然ヒ全ク實際ニ於テハ「アバンドン」ト同樣ニシテ差別アルコトナシ「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ(ベノ部一一)



テ爲スヘキ者ハ(民)一〇七五以下、其別段ノ名義ニテ爲ス者

Ab intestat.

〔釋解〕「アバンドン、ド、ビアン」ニ同シ此ニ一ノ負債者アラ
ンニ債主ノ催促ヲ受ケ能ハス而メ
又債主ニ訴ヘラレントヲ恐レ其有合ヒノ財産ヲ擧ケ
テ委棄スル時ノ場合ニテハ之ヲ「セシオン、ド、ビアン」ト
イフ(セシオン(第一八)ノ部一八)又物品ノ所持人又ハ之ヲ所
エル」(外人)或ル情實ニ於テ定マリタル物品ヲ所持スル「チ
委棄ハ之ヲ「デレスマン」トイフ(デノ部一九)
〔參照〕共和七年霧月二十二日法第六十八條第四節第一
項保證ノ事ニ付テハ千八百十六年四月二十八日法第
五十一條第一項

アブ、エンテスタ

無遺囑ニテ



〔本義〕「アブ、エンテスタト」ハ羅甸ノ「アブ、エンテスタト」ヨリ

〔本義〕「アブ、エンテスタ」ハ羅甸ノ「アブ」ハ「ヨリ」ノ意「エンテスタト」ハ「エンテスタト」ノ「テスタト」ハ「遺囑」ナリ（口音）「アベンテスタ」

出ッ「アブエンテスタト」ハ「エンテスタト」ヨリ成セシモノニテ「エンテスタト」ト合

ト」ハ「エンテスタト」ノ「テスタト」ハ「遺囑」ナリ（口音）「アベンテスタ」

リ「テスタト」ハ「遺囑」ナリ

〔釋解〕「アブ、エンテスタ」ハ「遺囑ナシニテ」ノ義ナリ凡ソ遺

嘱ナクシテ死亡セシ人ノ財産分配ノ方法ハ民法ノ條

規ニ委チテ之ヲ行ヒ直チニ民法ノ條規ヲ以テ本人ノ

遺囑ト看做スナリ

エリ

Heritier ab intestat.

無遺囑繼嗣

〔本義〕「エリチエ」ハ「繼嗣」ナリ（アシッノ部ニ）

〔釋解〕相續チ受クル爲メニ法ニ依リテ直チニ呼ヒ出サ





Ab intestat.

無遺囑ニテ

ル、人チイフ此人ハ尋常之チ「エリチエ、レヌチム」(正當繼嗣)トイフ

## アブ、イラト　怒ニテ

Ab irato.

〔本義〕「アブ」ハ「ニテ」ナリ「イラト」ハ羅甸ノ「イラチウス」ヨリ出ツ「イラチウス」ハ本「怒リ」ノ義ニ用ユ井ル(口音)「アビラト」ニ於テ「怒リ」ノ義今「イラト」ハ「怒リ」ノ義

〔釋解〕凡人カ怒ノタメニ其本心チ失ヒテ爲シタルチ「アブ、イラト」トイフ方今ハ怒リニ乘シテ爲シタル贈遺及ヒ遺囑ハ其現時其人ノ本心ニ非サリシト看做ス確證ナキニ於テハ後日ニ至リ之チ取消スコチ許サヽルナリ

A bordage.

アボルダジュ

碰船

〔本義〕「ア」ト「ボルダジュ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ボルダジュ」ハ「船ノ縁」ナリ

〔釋解〕二船相衝突スルヤ凡船相衝突スルトキハ二船ノ間多クハ毀傷ヲ被ルヲ以テ此場合ニ於テハ毀傷者其責ヲ受クヘシ若シ毀傷者被毀傷者辨明シ難キハ雙方ノ費用ヲテ其修繕ヲ爲スヘシ

〔參照〕「商」三五〇、五〇七、四三六、四三五、



A boutissants.

アブーチサン

四至

〔本義〕「アブーチル」トイフ動詞ノ現在分詞ナリ「アブーチ

ル」ハ「ア」ト「ブー」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ブー」ハ「端」ナリ即チ「端ニ接着スル」ノ意ナリ

〔釋解〕一箇ノ所有地ニ接着スル所ノ地處道路池塘等總テ其所有地ノ分界ヲ分明爲ラシムルニ必用ナル物ヲ「アブーチサン」トイフ即チ所有地ハ「トナン」(テノ部二)及「アブーチサン」ヲ以テ之ヲ指示ス

〔參照〕「訴」六四、六二七、六七五、

Abréviation　アブレウィアシオン

減短

省文

〔本義〕羅甸ノ「アブレウィアレ」ヨリ出ツ「アブレウィアレ」ハ「アブレウィス」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「爲ス」ノ意

チ指示ス語「ブレウィス」ハ「短キ」ノ義

〔釋解〕速寫ニ便ニスルタメ語中ノ文字ヲ節削シ又ハ唯標號ヲ揭ケテ成文ニ換ユルヲ「アブレウィアシオン」ニ付テ證書類ニ大ナル弊害ヲ生セシヲアルニ因リ嚴刑ヲ以テ罰スルニ至リシナリ

〔參照〕身分證書ハ(民)四二、商業世話人ハ(商)八四、期限ハ(訴)六、七二、

## Abrogation.

アブロガシオン

## 廢止

〔本義〕羅甸ノ「アブロガシオ」ヨリ出ツ「アブロガシオ」ハ「切リ除ク」ノ意

ナ望釋〔解〕ヨトノラノトノ之ス止
示ス語「ロガレ」ハ「願フ」ノ義ニテ即チ新法チ立ンコチ
ムノ意ナリ
已ニ廢止セラレタル法ハ其廢止セラレタル即時
リ以往乃チ力ナキモノトス然トモ其法ノ現存セシ
キニ生シタル効力及ヒ其現在セシ時ニ得タル各人
權利ハ消滅スルコトナシ方今ハ總テ舊法ハ新法ニ依
又法ハ既ニ徒法ニ歸スルモノ
サレハ廢止セラレス又
雖モ廢法ト見做スヘカラス○パシヴレ法律又ハ命令
取消ナリ後ノ法律ノ明文チ以テ之チ取消ストキハ
チ明瞭ノ廢止トイフ新法ノ條規古法ノ條規ニ反對
ルトキハ之チ暗昧ノ廢止トイフ法律ハ其全體ノ廢
セラルヽコトアリ又其幾分ノ廢止セラルヽコトアリ



〔參照〕法律慣習ハ(民)一三九〇、(訴)一〇四一、爲換手形期限

〔参照〕法律慣習ハ(民)一三九、(商)一三五、刑事ノ法律規則ハ(刑)四八四、(訴)一〇四一、爲換手形期限ノ分ノ廢止セラルヽヿアリ又其幾分ノ廢止セラルヽヿアリ

Absence. アブサンス 不在 失踪

〔本義〕羅甸ノ「アブサンス」ヨリ出ツ「アブサンス」ハ「アンス」ト合成シタルモノニテ「アブス」ハ「遠サカル」ノ義「アンス」ハ「在ル」ノ義

〔釋解〕法律上ニテハ「アブサンス」ニ二樣ノ意アリ其一ハ尋常用サル所ニシテ或ル人ヲ名指シテ尋ルトキ其人其處ニ居合セス又ハ官吏ヨリ法律ヲ執行スルタメ又ハ呼出狀ヲ渡スタメニ其住所ヲ尋ヌルトキ其人其住

所訟シニ居合セヌチイフ此場合ニ於テハ別段行
シ法ノ手續アリ又其一ハ專ラ法律上ニ慣用
メ行衛チ人ニ告ケス又家事チ人ニ托スル
テ其踪跡チ失ヒ且死生等モ分明ナラサル
ハ當人ノ財産チ保護スルタメ「アブサ
ス」トイフ此場合ニ於テ失踪ノ推測(ペノ部四九)チ爲スヘキヤ否ヤ
キ其上ニテ當人ノ踪跡竟ニ知レサルチ確認スルト
ハ乃チ始メテ失踪ノ表告(デノ部八)チ爲ヲ一時其財
チ「エリチエ、プレヴンプチフ」(推測繼嗣ナリ)ニ渡スヘシ然ヒ後チ何程年月チ經ルトモ
歸來ルトキハ繼嗣ハ其財産チ當人ニ還ヘシ
〔參照〕偶然住所チ離去シタル者ハ(民)三一六、八三八、二二與フヘシ」

六五、二二六六、訴訟手續ハ(訴)六八、三一五、四八五、五九一、
九〇九ノ三項、九一〇、九一一、九四二、失踪ノ推測ハ(民)一
一二以下、陳述ハ(民)一一五以下、效ハ(民)一二〇以下、諸規
則ハ(民)二二二、八一七、一四二七、二一二六、(商)二、三、訴訟手
續ハ(訴)八三ノ七項、八六、財産ノ占有ハ(訴)八五九、八六
〇、

Absolution. 釋罪放免

亞匐涉虜孫 壓孫蝮 (アブソリユシオン アフスオン)

〔本義〕「アブスードル」ハ羅甸ノ「アブソルウレ」ヨリ出ッ「アブソルウレ」ト合成シタルモノニテ「アブ」ハ「解ク」ノ義

分離ヲ示ス語「ソルウレ」ハ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ア

ウレ」ハ「アブソルウレ」ヨリ出ッ「アブソルウレ」ト合成シタルモノニテ「アブ」ハ

ブスードル」ハ羅甸ノ「アブソルウレ」ヨリ出ッ「アブソルウレ」ト合成シタルモノニテ「アブ」ハ「解ク」ノ義

アブソルウレ」ハ「解ク」ノ義

〔釋解〕公訴ノ却下ヲ「アブソリュシオン」トイヒテ「ノンリュー」(無罪放免ナリ本部二六)ト同義ナレトモ此語ハ刑事ノ被告ト爲リタルモノノ其犯罪ニ擬定スヘキ法ノ明文ナキトキ其公訴ヲ却下シテ其者ヲ赦免スル塲合ニ限リテ用ヰルナリ

〔參照〕(治)三六四、四一二、

## 一〇 Abstention.

〔本義〕「アブスチニル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ「アブスチニル」ハ羅甸ノ「アブスチネレ」ヨリ出ツ「アブスチネレ」ハ「アブス」ト「テネレ」トノ合成シタルモノニテ「アブス」ハ前詞ナリ「テネレ」ハ「握ル」ノ義今「離ル」「止メル」「禁スル」ノ

亞甸士探孫 晏孫 縕

(アブスタンシオン) (アンソン) (オン)

自禁

意ニ用ヰル

〔釋解〕職務又ハ權利ヲ行フニ當リ其他ノ事ニ關シ公平ヲ缺クノ虞アル場合ニ於テ當事者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判官ノ回避ヲ命スルコト

此語ハ「アブスタンシオン、ド、ジュジュ」トイフ時ニ限リ其他ノ場合ニ用ヰサルヲ可トス

廣ク用ヰサルヲ可トス

Abstantion de juges.

アブスタンシオン、ド、ジュジュ

裁判官ノ回避

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ジュジュ」ハ「裁判官」ナリ（ジノ部五）

〔釋解〕訴訟引受ケノ裁判官其訴訟人ノ爲メニ忌避セラルヘキ原由アルヲ以テ其訴訟ヲ裁判スルヲ得サルノ陳述スルヲイフ然ルニ元來裁判官ハ至當ノ理由ヲ有スルニ非レハ其職務ヲ自ラ止ムルヲ得ス

〔參照〕裁判官ノ回避ハ（訴）三八〇、三八八、治安裁判官ハ（訴）

四、五、四六、(エルノ部一七忌避參看)

アビウ

## 妄用

A bus.

〔本義〕羅甸ノ「アビウジウス」ヨリ出ツ「アビウジウス」ハ「アブ」ト「ユジウス」ト合成シタルモノニテ「アブ」ハ「惡シク變スルノ義ヲ「ユジウス」ハ「使用」ノ義「アビウジウス」ハ即チ「使用スルニ惡キ」ノ意

〔釋解〕法ヲ越エ權威若クハ權利ヲ用井過コスルヲ「アビウ」ヲ爲スモノハ其事狀ニ從ヒ或ハ償金又ハ嚴刑ヲ科シ之ヲ壓抑セサルヘカラス

〔參照〕官吏ニ係ル妄用ハ(民)二一〇二ノ七項、享用ノ妄用ハ(刑)四(民)六一八、一七六〇、二一〇八二、白紙手形ノ妄用

○七、

Abus d' autorité.

ア ビュ、ド、オートリテ

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「オートリテ」ハ「権」ナリ(本部九六)(口音)「ア ビュ、ド、オートリテ」

## 権ノ妄用 弄権

〔釋解〕法官又ハ官吏其権限ヲ越エ其職務外ノ事ヲ爲ス

〔參照〕人民ニ對スル者ハ(刑)一八四以下、公事ヲ爲スニ當リ人民ニ對スル者ハ(刑)一八八以下、諸規則ニ違背シ又ハ其職務ヲ怠リ人民ニ對スル者ハ(刑)六〇、一九八、

Abus de confiance.

ア ビュ、ド、コンフィアンス

## 憑信ノ妄用 背信

〔本義〕「コンフィアンス」ハ「信向」ナリ

〔釋　解〕他人ノ信向ニ乘シテ其家産ノ一部ヲ横掠スルノ趣意ニテ爲ス總テノ所行ヲイフ

〔參　照〕(訴)四〇六以下、

## アクセプタシオン
## 領承
## 領承手形

Acceptation.

〔本　義〕「アクセプテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アクセプテ」ハ羅甸ノ「アクシペレ」ヨリ出ツ「アクシペレ」ハ「アド」ハ「ニ」ナリ「シペレ」ト合成シタル「取ル」ノ義

〔釋　解〕他ヨリ言掛ケタル事ヲ惜ニ承諾スルコトヲイフ猶ホ評議ノ效トイハンガゴトシ「アクセプタシオン」ト雙方ノ者互ニ相和同シ最初ニテ評議ニ依リテ

トキ意ニテ評議ニ依リテ雙方ノ者互ニ相和同シ最初不慥ナリシ事モ是レニ於テ一定シ雙方ノ權利モ共ニ安穩ナリ例ヘハ場合ニ至ルノ結果ヲ生スルモノ本人ノ沒後其相續ニ負債多キトキハ其繼嗣ハ必ス其相續ヲ領承スルニ及ハスト雖モ之ヲ棄スルトハ其始メヘカラス又夫婦共有ノ財産ニ付テハ其共有ノ解期ノ後ハ婦ハ必ス之ヲ領承スルト否トハ預メ之ヲ明白ナラシメサルヘカラス此領承スルト否トノ申述ハ通常三ケ月ト雖モ之ヲ領承シタルニ及ハスト雖モ其相續ヲ領承シタル時刻ヨリ四十日以内ニ限ル○贈遺ハ之ヲ領承シタル時刻ヨリ以後ニ非ラサレハ決シテ其効力ヲ生セス贈遺ヲ完全

ナラシムルモノハ全ク領承ニ在リ故ニ贈遺ヲ受クル者ハ慥カニ之ヲ領承セサルヘカラス又爲替手形ノ拂方ノ「プロテ」(拒絶證書ナリペノ部六八)ヲ作ルヘカラス又商法ノ若シ之ヲ領承セサルトキハ其領承ヲ表シタル日ヨリ以後ニ非レハ其義務ヲ生セス語ニテハ既ニ拂方ヲ領承シタルモノトセプタシオン」トイフ爲替手形ヲ指シテ「アクセプタシオン」トイフ

〔參照〕落札ノ領承ハ(訴)七〇九、七一〇九、共同及ヒ共効ハ(民)一四三九、一四五三、一四七五、一五一五、保證人ノ領承ハ(民)二〇三八、二〇六一、辨濟物件ハ(民)一二七〇、附托ハ(民)二〇三八、贈遺ハ(民)九一〇、九三〇、四〇二、四〇三、用方ハ(民)一四三四、

願下ハ(訴)四〇二、四〇三、贈遺ハ(民)九一〇、九三〇、用方ハ(民)一四三四、

(民)二〇二〇、附托ハ(民)一二七〇、辨濟物件ハ(民)二〇三八、二〇六一、保證人ノ領承ハ(民)一四三九、一四五三、一四七五、一五一五、共同及ヒ共効ハ(民)一四三九、一四五三、一四七五、一五一五、

〔參照〕落札ノ領承ハ(訴)七〇九、七一〇九、

ナラシムルモノハ全ク領承ニ在リ故ニ贈遺ヲ受クル者ハ慥カニ之ヲ領承セサルヘカラス又爲替手形ノ拂方ノ「プロテ」(拒絶證書ナリペノ部六八)ヲ作ルヘカラス又商法ノ若シ之ヲ領承セサルトキハ其領承ヲ表シタル日ヨリ以後ニ非レハ其義務ヲ生セス語ニテハ既ニ拂方ヲ領承シタルモノトセプタシオン」トイフ爲替手形ヲ指シテ「アクセプタシオン」トイフ

〔參照〕落札ノ領承ハ(訴)七〇九、七一〇九、共同及ヒ共効ハ(民)一四三九、一四五三、一四七五、一五一五、保證人ノ領承ハ(民)二〇三八、二〇六一、辨濟物件ハ(民)二〇三八、贈遺ハ(民)九一〇、九三〇、用方ハ(民)一四三四、

願下ハ(訴)四〇二、四〇三、贈遺ハ(民)九一〇、九三〇、用方ハ(民)一四三四、

一四二、一四三五、爲換手形ハ(商)一七以下、爲換手形ハ(商)一

一四二、一四三五、爲換手形ハ(商)一七以下、爲換手形ハ(商)一

一四三五、爲換手形ハ(商)一七以下、爲換手形冒入ハ(商)一二六以下、相續ハ(民)七七四以下、其時效ハ(民)七八九、移轉ハ(民)一六九〇、

アクセシオン

附加

ドロアト、アクセシオン

附加ノ權

Droit d' accession.

Accession.

一一一

〔本義〕「アクセデ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アクセデレ」ハ羅甸ノ「アクセデレ」ヨリ出ツ「アクセデレ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「セデレ」ハ「行ク」ノ義「ドロア」ハ「權」ナリ(デノ部六四)「ドロア」ハ「ノ」ナリ(ロアト、ドロア、アクセシオン」ノ部)

Accessoire

〔本義〕羅甸ノ「アクセソアル」ヨリ出ツ「アクセデレ」ハ「加ハル」ノ義

〔釋解〕「アクセシオン」ハ物ガ物ニ加リ相合シテ一體ト爲ルノ謂ニテ法律上ニテハ所有權ヲ得ルノ一方法タリ

財産ハ人ノ所有者ハ天然若ク

シハ人工ニ因テ其財産ヨリ生

ナハ之ヲ有スルノ權ア

トモイフ

〔參照〕解義ハ(民)五四六、物ヨリ生出スル物ハ(民)五五一、不動產ハ(民)五五二以下、動

物ニ合同スル物ハ(民)五五四以下、

產ハ(民)五六五以下、所得ノ原由ハ(民)七一二、

從乃アクセソアル

ノ義〔釋解〕物ノ其主物ニ附屬スル產物ハ土地ノ附屬ニシテ所謂附加權ノ所有者ニ屬スヘシ且附屬物ハ常ニ其主ニ從テ存在リテモ諸地ニ依リ其土地ヨリ生スル是レ法律ノ一原則ナリ故ニ證書中ニ亡スルハ無益ナリ故ニ一ツノ附屬ノ物品ヲ物毎ニ記列スルハ其附屬ハ主物ヲ賣テンニ既ニ其主物ヲ賣ルトイヘヒ諸附屬ノ物品ヲ逐一記列シテ擧ルヿ無論ナリ假令スルトモ之ニ依リテ約束ノ勢力ハ少シモ增加ハルヿナシ

〔參照〕保證ハ(民)二〇一六、債主權ハ(民)一六九二、引上ケハ(民)二一〇四、書入ハ(民)二一一八、二一三三、登記ハ(民)二一





〔本義〕羅甸ノ「アクセデレ」ヨリ出ツ「アクセデレ」ハ「加ハル」

Accident.

〔本義〕羅甸ノ「アクシデレ」ヨリ出ツ「アクシデレ」ト合成シタルモノニテ「アドウヒル」ト同義ニシテ「アドウヒル」ハ不意ニ來ル事ナリ

「カデレ」ノ義「アクシデレ」ハ即チ「アドウヒル」ノ義ナリ

「落ル」ト

「アドウヒル」ハ不意ニ來ル事ナリ

〔釋解〕「アクシダン」ハ不意ニ來ル事ナイフ（セー、フォル チュウイ」參觀）

〔參照〕收實權ノ失亡ハ（民）六二四、證人ニ許ス場合ハ（民）二一〇、一八、一九、先取特權ハ（民）二一〇、遺囑ハ（民）一〇一八、二六項、賣却ハ（民）一六一五、控訴ハ（訴）四六四、

アクシダン

變災



ス可キ義務ハ（刑）四七五ノ一二項、海上ノ變事ハ（商）四〇

ス可キ義務ハ(刑)四七五ノ一二項、海上ノ變事ハ(商)四〇三ノ一三項、坑山ノ變事ハ千八百十三年一月三日法律

アクーシュマン

出産

Accouchement.

〔本義〕「アクーセ」ヨリ出ツ「アクーセ」ハ「アクーセ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナル「クーセ」ハ「寐ル」ノ義此意義ニ本キ「子ヲ生ムタメニ己レノ身ヲ臥蓐ニ置ク」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕子ヲ産ムヲイフ凡ソ子ノ生ルヽトキハ其場處ニ立合ヒタル人ニ其出生ノ子ノ民法ニ管係アルモノ身分ヲ確實ニスルタメ之ヲ簿冊ニ登記スルノ義務ヲ負ハシム萬一其子死體ニテ生ルヽカ或ハ生レテ

即時死スルトキハ其立合人ハ其事實ヲ證明セサルヘカラス尤モ此場合ニ於テハ民生官吏ニ子ヲ示スト雖モ此子ハ生命ナシト申述フヘシ

〔參照〕(民)五五、五六、(刑)三四六、

## Accroissement.

アクロアスマン

〔本義〕「アクロアトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アクロアトル」ハ「ニ」ナリ、「クロアトル」ハ「ア」ト「クロアトル」ト合成シタルモノニテ「增ス」ノ義

## 增加

〔釋解〕增加ナリ

〔參照〕(民)五五六、

Droit d' accroissement.

ドロアクロアスマン

## 増加ノ權

〔本義〕「ドロア」ハ「權」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ（口音）「ドロアスマン」ハ「アクセソアスマン」ノ權トハ大同小異ナリ

〔釋解〕「ドロア、ダクロアスマン」ハ民法ノ明文アル場合ニ非サレハ此權利ヲ得ルコトナシ所謂增加權トハ相續ト遺囑トノ時ニ限リ同繼嗣同受遺囑者實際此甲ト乙ト共同ニテ相續ヲ受ケ或ハ共同ニテ遺物ヲ受ケンニ甲ノ一人若シ之ヲ其受ケサル部分ヲ乙ノ一人ニテ其受ケサル部分ニ增加シテ受ケヘキ部分ヲ已レノ受ケル場合ヲイフ

〔參照〕繼嗣ハ(民)七八六、受遺囑者ハ(民)一〇四四、一〇四五、

## Accrue. C Acrue.

Accrue de bois

## 增加 アクリウ、ド、ボア

## 樹木ノ增加

〔本義〕「アクロアトル」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シタル名詞ナリ(本部一七「アクロアスマン」參看)「ド」ハ「ノ」ナリ「ボア」ハ「樹木」ナリ

〔釋解〕「アクリウ」ハ增加ナリ「アクリウ、ド、ボア」トイヘハ地ノ樹木其境界ヲ踰ヘテ乙ノ境內ヘ生シテ自然增加スルヲイフ此增加シタル樹木ハ其地ノ所有者ニ屬スヘシ最モ「アクリウ」ハ從來有ル所ノ地所ヘ水勢等ニテ他



地所ノ土沙集リテ增加スルトキノ場合ニ用ヰス其

ノ地所ノ土沙集リテ増加スルトキノ場合ニ
（本部五四）又「アテ
オン」（本部九〇參看）トイフ○
リトレ「アクリウ」ハ氷ノ
テ土地ノ増加スルヲイフ此義ヨリシテ竟ニ
加スルノ義ヲ生ゼシナリト

Accusation.

公訴 噬矩蘐孫（アキュザシオンユズオン） 榆存曩（ユアシ）

〔本義〕「アキウゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アキウザレ」ヨリ出ツ「アキウザレ」ハ蓋シ「アキウゼ」ト「コーザ」トノ合成シタルモノナラン尤モ果シテ然ルヤ否ヲ確ル能ハスト雖モ「アドー」ハ「ニ」ナリ「コーザ」ハ「原因」ナリ「アキウゼ」ハ「アキウザシマン」ノ語ヲ用ヰタリ「アキウズマン」ハ「アキウザシ



ヘシ最モ「アクリウ」ハ従來有ル所ノ地所ヘ水勢等ニテ他

オン」ノ語ヲ用ヰ來リシハ其以後ニ屬ス

〔釋解〕罪ヲ人ニ負ハスルヲ裁判ニ附スヘキ重罪ヲ犯セシモノニ限リ輕罪違警罪ニ付テハ之ヲ「プレウァンシオン」(ペノ部五三)ニ附スト雖モ此語ハ重罪裁判所ニ附スト雖モ重罪ニ非ニ付テハ之ヲ「アキュザシオン」ニ附スト雖モ重罪裁判所ハ被告人ヲ交附スルノ前ニ於テ先ツ之ヲ「シアンブル、ド、ミザンナキュザシオン」(重罪取調局)ニ送ルナリ

〔參照〕(治)二一七以下、二五七、四九六、(民)一三一九、二七二七、公訴書ハ(治)二四一、三一一

アシア



買取

## 買取

〔本義〕「アシッテ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アシッテ」ハ羅甸ノ「アド」ト「カピウト」トヨリ合成シタルモノニテ「アド」ハ「カピウト」ハ「頭首」ナリ即チ「首トシテ指ス所ノ物ヲ我ニ取ル」又「賃ヲ出シテ物ヲ借ル」ノ意又「前金ヲ出シテ物ヲ取ル」ノ意此意ヨリシテ竟ニ「買フ」ノ義ニ慣用セリ」

〔釋解〕「アシァ」ハ普通ノ用井方ヲ得ルニテハ總テ金銀ヲ拂ヒテ物ヲ買フトイフ然レトモ動産ノ賣買ニ限リ即チ商法ニ所謂ル「アシァンヂズ」（商品ノ買賣ノ義）ノ組立語アル是レナリ此組立語ノ外ハ動産賣買ノミニ限リテ用井ルコトナシ廣ク慣用スルシァンヂ

アシァンヂズ部

方ニテモ賣買ノ契約ヲ稱

スルニ單ニ「ウァント」ノ語ノミ用ヰテ別ニ「アッシァ」ノ語ヲ加ヘス「ウァント」ハ賣却ノ義（ウェノ部五）

〔參照〕（商）八五、一〇九、六三二、六三三、

アコント

A-compte.

内拂

〔本義〕「ア」ト「コント」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「コント」ハ「勘定」ナリ

〔釋解〕例ヘハ拂高百圓ノ處ヘ爲ス十圓乃至二十圓等ノ凡ソ此場合ニハ尚ホ辨償スヘキ殘金アルヘシ

〔參照〕雇賃ハ（民）一七八一、爲替手形ハ（商）一五六、

アケルール

Acquéreur.

獲得者

Acquéreur.

〔本義〕「アケリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナル「アケリル」ハ「アケリル」ト「ケリル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ即チ「求得ル」ノ意ニ「ケリル」ハ「尋ル」ノ義「アケリル」ハ人チイフ但シ專ラ不動產ヲ得又物ヲ買ヒタル人チイフ

〔釋解〕物ヲ買ヒタル人チイフ

〔參照〕(民)一六六二以下、一七四三以下、

獲得者

アケール、ド、コミュノーテ

共有ノ別得

アケリ



Acquêt.

Acquêt de communauté

〔本義〕「アケリル」トイフ働詞ヨリ出タル名詞ナリ「アケリ」ハ「アケリル」ノ略ナリ

啞快悦(アゲー)

別得

採(エー)

ル」ハ「求得ル」ナリ（本部二二参看）

〔釋解〕此語本ト不動産ヲ得ルヿヲイヒキ然レトモ今法律語ニテハ夫婦共有財産ノ共有中ニ組入ルヽ所得ハ即チ本來ノ共有中ニ生スル所ノ不動産ト區別スルタメニ之ヲ「アケード、コミツノーテ」トイフ「コミツノーテ」ハ右ハ畢竟夫婦各自ノ他ニ所有スル所ノモノナリ

〔參照〕法律上ノ共有ハ（民）一四〇一ノ三項、一四〇二、一四〇七、二四九八

○四以下、別得ニ減シタル共有ハ（民）一四九七、二四九八、嫁資財産ノ別得ハ（民）一五八一、

アキエ

服從



Acquiescement.

〔本義〕羅甸ノ「アキエスセレ」ヨリ出ツ「アキエスセレ」ハ「ア

〔本義〕羅甸ノ「アキエスセレ」ヨリ出ツ「アキエスセレ」ト「キエスセレ」ト合成シタルモノニテ「アキエスセレ」ハ「靜マル」ノ義ニテ「アキエスセレ」ハ即チ「自ド」ハ「ニ」ナリ「キエスセレ」ハ「安スル」ノ意ナリ

〔釋解〕雙方抗論セシ事柄ヲ其一方ノ者自テ勘辨シテ一ラスルヲイフ故ニ「アキエスマソ」ヲ爲ス者ハ其有シタリトモノト見做ス所謂ル和解ニ服從スルト思フ所ノ權利ヲ委棄シタルモノト見做ス所ノ權利ヲ委棄シタルモノト見做ス所謂ル和解ニ服從スルトイフカ如キ是ナリ

〔參照〕(民)一二一一、

アキ

免責證領受證







Acquiescement.

服從

〔本義〕「アキ」ハ「ア」ト「キテ」ト合成シタルモノニテ「リ「キテ」ハ「穏カニスル」又「放釋スル」ノ義「アキ」ハ即チ「放釋サレタル」ノ義ナリ

〔釋解〕義務チ免ルヽ「シテ受取證ノ「ユニモ慣用セリ例ヘハ書付ニ「スルトイヘハ書付ニ記ルシタル金高チ落手シタリト言述スルチイフ

Acquit de douane.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ヅーアヌ」ハ關稅ナリ

〔釋解〕關稅チ拂ヒタルアキ、ド、ヅーアヌ

關稅ノ免責證

Acquit á caution.

運送ノ免責證

運送ノ免責證

アキ、ド、プレコーシオン

Acquit de précaution.

運送ノ免責證

アキ、アコーシオン

Acquit á caution.

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「コーシオン」ハ「プレ」ト「コーシオン」ト合成シタル○「プレコーシオン」ハ「前ニ」ノ義「モノニテ「プレ」ハ「前ニ」ノ義今「プレコーシオン」ハ「豫防」ノ意ニ用ヰルモ○「コーシオン」ハ本「監視スル」ノ義ナリ(セノ部一五)

〔釋解〕「アキ、ア、コーシオン」ハ關税ニ付テ用ヰル語ニテ後日關税チ拂フ約束ニテ商品チ運輸スルヲ謂フ

多クハ保證人チ立テ置クモノニテ某レノ商品ハ未タ税金

コーシオン」トモイフ○リトレ

ナ完納セスト雖モ某レノ地ヨリ某レノ地迄ハ自由ニ運送スルヲ得ヘキ旨ヲ印紙ニ記シテ税官ヨリ渡ス證書ト同一ノ効力ヲ有スルモノナリ

〔参照〕運送免責證ハ(商)二二六、

Acquittement.

啞詑士蠻吶 壹彎曼 免責

無罪放免

〔本義〕「アキテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「アキ」ニ同シ(本部二五)

〔釋解〕民法ニテハ人其債主ヘ負債ヲ償却シ畢リテ負債ヲ免ルヽヲ「アキトマン」トイフ又刑法ニテハ陪審ノ陳述ニ依リテ無罪ニ付セラルヽヲモ「アキ」トイフ



〔参照〕輕罪ハ(治)二〇六、重罪ハ(治)三五八、三六〇、三六一、三

Acte.

〔參照〕輕罪ハ(治)二〇六、重罪ハ(治)三五八、三六四、三六六、四〇九、四一二、四七八、

アクト

行爲

證書

〔本義〕羅甸ノ「アゼレ」ヨリ出ヅ「アゼレ」ハ「爲ス」又「働ク」ノ義」

〔釋解〕「アクト」ニ二義アリ廣ク之ヲ行イヘハ總テ人ノ行爲ノ約束若クハ其他ノ證據ト

〔參照〕證書ニ關スル總則ハ(民)一三四一、一三四七、一三四八、(刑)四〇〇、

アクト、ピウブリク

Acte Public.

アノ部

〔本義〕「ピュブリク」ハ羅甸ノ「ピュブリキュス」ヨリ出ツ「ポピュリュス」ヨリ出ツ「パピュリュス」ハ「人民」ナリ

般ニ」ノ義ニ慣用ス

〔釋解〕其掛リ官吏ノ作リタル書面ナリ

Acte privé.

アクト、プリウェ

私乃證書

〔本義〕「プリウェ」ハ羅甸ノ「プリウェトゥス」ヨリ出ツ「プリウェトゥス」ハ本ト「固有ノ」又「特別ノ」ノ義今「各人一己ノ」ノ意ニ用ヰル

〔釋解〕(按)人民一己ニテ作リタル書面ナリ尤右ニ二種ア

リ一ハ花押アルモノ一ハ花押ナキモノナリ

アクト、ジュディシエル

Acte judiciaire.

裁判上證書

〔本義〕「ジッギシエル」ハ羅甸ノ「ジッギシス」ヨリ出ツ「ジッギシス」ハ「裁判官」ナリ今慣用スル所ニテハ「裁判所ニテ爲ス」ノ意ナリ

〔釋解〕ダローズ聽訟中ニ於テ裁判官書記官其他裁判所所屬官吏ノ作リタル書面ヲ謂フ但シ裁判書トハ異ナリ

Acte extrajudiciaire.

アクト、ジッギシエル

裁判上證書

〔本義〕「エクストラジッギシエル」ハ「エクストラ」ト「ジッギシエル」ト合成シタルモノニテ「エクス」ハ「外」ナリ「ジッギシエル」ハ前ニ見ユ

裁判外證書

〔釋解〕ダローズ聽訟外ニ於テ作リタル書面ナリ

Actif

〔本義〕「アクト」ニ同ジ羅甸ノ「アゼレ」ヨリ出ツ「アゼレ」ハ「働ク」ノ義今「他ニ仕掛ル」ノ意ニ用ヒル

〔釋解〕裁判所ニ出訴シテ他ニ要求スルヲ得ヘキ人權ヲ屬スル部分

イフ　亞克氏言　權利ニ屬スル部分　イフ　邑

語ナリ相續、會社、分散、其他勘定ニ付テハ一般ニ此語ハ常ニ「パシフ」（ページ一七）ト相對シテ用ヒラルルナリ〇ダローズ

對テノ貸高又ハ家產ノ總額ノ名ナリ　財產共有、分散、會社其他

總テ用ヒル

〔參照〕共通ニ付テハ（民）一四〇一、其分配ハ（民）一四六七以下、取分不足ニ付キ分散處分ヲ終ルマハ（商）五二七、分散人ノ動產取分ノ

世話人擔當スル場合ハ（商）五三三、



分配ハ（商）五六五、

分配ハ(商)五六五、

Dettes actives.

デット、アクチウ

〔本義〕「デット」ハ「負債」ナリ(デノ部四一)

貸高

〔釋解〕「デット、アクチウ」ハ即チ「クレアンス」ニ外ナラス「クレアンス」ハ人權ナリ「デット、アクチウ」ハ「デット、パシウ」ニ相對シテ用井ル語ナリ「デット、パシウ」モ亦單ニ「デット」トイフニ異ナラス

Action.

アクシオン

〔本義〕「アクト」ニ同シ

株權

訴權





世話人擔當スル場合ハ(商)五三三、分散人ノ動産取分ノ

〔釋解〕此語ハ法律上ニ於テ兩箇ノ義アリ一ハ各種ノ會社ノ種種ノ利益ハ動産トス其一通例此利益ヲ分チテ「アクシヨン」ト「クーポン、ダクシオン」トノ二種ト爲スヿヲ得ルニハ訴訟人ハ各種ノ會社ノ成立ノ間ハ其持出シヲ受ルヿヲ得ルヿヲ得サルヿヲ得ルヿヲ得ルヿヲ得

テ ヘ 要 參照 ハ 二 テ ノ (民) 四 〇 ナ

社員中ニ列スルコトヲ得ヘシ ○ダローズ 己レ

キモノ又己レノ所有ス

求スルノ權ノ名ナリ

ルモノヲ得ンコトヲ裁

外國人ニ係ル場合ハ

(民)二五、身分證書改正ハ(民)九九、失踪者ニ付テハ

(民)一四、一五、准死人ノ

二以下、婚姻取消ハ(民)一八

〇、婚姻證書ノ刪除變

ハ(民)一九八以下、子ノ產

訴ハ(民)二一五、二一八、別

(民)三一九、後見免除ハ(民)四

四二、幼者受禁者ノ不動

判所ヘ

管財人

居ハ(民)三〇六、身分ノ

産業ヲ定ムルコトハ(民)二

改ニ付

要求ハ

四三八以下、後見人ノ退

產權ニ關シテハ(民)四

九、後見人ニ對スル幼者

五、後見

三一九、後見免除ハ(民)四

四二、幼者受禁者ノ不動

九、後見人ニ對スル幼者

其讓渡ヲ得タル者ハ讓渡

者ハ讓渡ヲ爲シタル者ノ地位ニ立チ

法式ハ(民)四八二、裁判上ノ輔佐人アル人ニ屬スル訴權
ハ(民)四九九、五一三、動産又ハ不動産ノ權ハ(民)五二六、五
五九、河川ノ爲メ土地ノ一部分ヲ失フ=付テハ(民)五
九、相續人タルノ身分ヲ有セシム
相續人ナシテ強テ相續ノ負債ヲ拂フ=付テハ(民)七九七以下、分配
ハ(民)八一七、八一八、遺物ノ保
證ハ(民)八八三、承諾ノ瑕瑾ハ(民)一一〇八、一一〇九以下、
一二七、一一二八、約束ヲ執行セサルヨリ出ル者ハ(民)
一四三以下、權利者ノ行フヲ得ル者ハ(民)一一六六、解
ノ訴ハ(民)一一八四、連帶ハ(民)一二〇〇、抵塡ヲ許ルサ
ル者ハ(民)一二九三、義務ノ物件失亡ヨリ出ル者ハ(民)
三〇三、無效又ハ取消ハ(民)一三〇四以下、夫ノ行フヲ得

得ル者ハ(民)一四二八、一五四九、登記事件ハ(民)二一五六、訴件ノ時效ハ(民)二二六二以下、訴ヲ爲ス可キ裁判所ハ(訴)二、三、五九、六〇、根抵訴占有訴ニ付テハ(訴)二三以下、訴件消滅ノ效ハ(訴)四〇一、無名會社又ハ信任會社ニ付テハ(訴)四三一以下、倒産ノ場合ハ(訴)三四以下、三八、時效ハ(訴)四六一、商法裁判所ノ管轄ハ(訴)六三一以下、六三八、刑法ニ係ル犯罪ニ付テハ(治)一以下、公訴ノ屬スル者ハ(治)一、三、公訴私訴ノ一、私訴件ヲ行フ者ト其裁判所トハ(治)二、私訴ノ拋棄ノ效ハ(治)四、時效ハ(治)六三七、六四〇、無效又ハ取消ハ(民)一三〇四以下、夫ノ行フヲ

Actions personnelles.

アクシオン、ペルソネル

對人訴權

〔本義〕「ペルソナル」ハ「ペルソナル」ヨリ出テタル形容詞ニシテ「ペルソヌ」ヨリ出ツ「ペルソヌ」ハ「人」ナリ「ペルソナル」ハ此ニテハ「人ニ對スル」ノ意ナリ

〔釋解〕負債主ノ身ニ係リテ債主ノ有スル權利ヲ目的トスル「アクシオン」ヲ「アクシオン、レエル」ニ對シテ「アクシオン、ペルソナル」ト稱ス

〔參照〕(訴)二、五〇、五九、(民)二、二六二、

Actions réelles.

## 物上訴權

〔本義〕「レエル」ハ羅甸ノ「レス」ヨリ出ツ「レス」ハ「物ノ」ノ義

〔釋解〕確定シタル物件ノ取戻ヲ目的トスル「アクシオン」ニシテ此「アクシオン」ハ總テ其物件ヲ占有スル者ニ係リテ行フヲ得ルモノトス

〔參照〕(訴)五〇ノ一項、五九、(民)二二二六、

〔參照〕(訴)五〇ノ一項、五九、(民)二二二六、

Actions mixtes.

## アクシオン、ミクスト

〔本義〕「ミクスト」ハ「混交」ノ義(エムノ部一、六)

## 混同ニ因ル訴權

〔釋解〕「アクシオン、ペルソナル」ト「アクシオン、レエル」トノ合シタルモノナリ蓋シ占有ヨリ出テタル義務ト人ノ身ニ對シタル義務ト相合スルヲ以テ之ヲ名ケテ「ミクスト」即チ混シタル「アクシオン」トイフ○バシッレ物ニ對シテ又物ヲ占有スル所ノ人ニ對シテ爲ス「アクシオン、モビリエル」

〔參照〕(訴)五九、

Actions mobilières.

## アクシオン、モビリエル

〔本義〕「モビリエル」ハ「動産」ト反対ナリ（エムノ部一七）

〔釋解〕動産ニ付テ訴ヲ爲ス權ヲイフ

〔參照〕（民）一四二八、（訴）二、

## 動産訴權

Actions immobilières.

## アクシオン、インモビリエル

〔本義〕「インモビリエル」ハ「不動産」ト合成シタモノニテ「イン」ハ「不」ナリ「モビルエル」ハ「動産」ナリ

## 不動産訴權

〔釋解〕不動産ニ付テ訴ヲ爲スノ權ヲイフ

Adhésion.

## アデジオン

〔參照〕（民）四六四、四八二、五二五、（訴）五九、

## 許諾

Adiré.

〔本義〕羅甸ノ「ノダエレレ」ヨリ出ツ「アダエレレ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「アエレレ」ハ「結ヒ付ケラル、」ノ義

〔釋解〕承諾ナリ即チ自己ノ得タル權利ヲ捐テ他ノ人ノ言ニ從フヲイフ例ヘハ債主カ分散人ヨリ言出シタルヲ和睦ヲ承諾スルノ類ナイフ

アヂレ

紛失

〔本義〕「アヂレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ本義分明ナリ難シ今「エガレ」及ヒ「ペルドル」ノ義ニ慣用ス「エガレ」ハ「失フ」ノ義「ペルドル」ハ「失フ」ノ義

〔釋解〕紛失ニ限リテ用井ル語ナリ

又商賣ノ切手ノ紛失セシトキハ之ヲ捜索スル ニ種々ノ方式アリ

Adition d' hérédité.

アヂシオン、ド、エレヂテ

繼嗣財産ノ領承

〔本義〕「アヂシオン」ハ羅甸ノ「アヂシオー」ヨリ出ツ「アヂシオー」ハ「ニ」ナリ「イド」ト「イレ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「行ク」ノ義「アヂシオ」ハ即チ取リニ行クノ意「ド」ハ「ノ」レ」ハ「エレヂテ」ハ「繼嗣財産」(アシヲンノ部一參看)ナリ(日音)「アオン、デレヂテ」

〔釋解〕繼嗣者カ相續ヲ爲シタリト看做スヘキ總テノ所爲ハ皆之ヲ「アヂシオン、デレヂテ」ノ所爲トイフ此語中ニハ相續ヲ暗ニ領承スル總テノ所爲ヲ含蓄セリ



〔參照〕(民)七七八以下、

〔參照〕(民)七七八以下、

Adjoint.

アジオアン

副邑長

〔本義〕「アジオアンドル」トイフ動詞ノ過去分詞ナリ「アジオアンドル」ハ「ア」ト「ジオアンドル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ジオアンドル」ハ「附ケ加ヘル」ノ義

「ニ」ナリ「ジオアンドル」ハ「附ケ加ヘル」ノ義

〔釋解〕常ニ邑長ヲ助ケ邑長カ事故アルトキハ其職務ヲ代理スル人ノ官名ナリ

〔參照〕(治)九、一一以下、一六七、三、六七六、五〇九、(訴)六八、六〇一、



Adjudication.

アヂュディカジオン

軋嘴地葛孫

競賣

〔參照〕(民)七七八以下、(治)九、一一以下、一六七、三、六七六、五〇九、(訴)六八、六〇一、

〔本義〕「アジゥゼ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アジゥゼ」ト「ジゥゼ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ジゥゼ」ハ「決スル」ノ義

ハ「アジゥゼ」(拍賣ナリ)

「裁決」〔釋解〕公ケノ官吏又ハ裁判所ニ於テ「アンセル」(拍賣ナリ)ノ部一五)ニテ爲ス賣却ナリ尤モ競賣ニ動產ノ競賣ヲ不動產ノ競賣又豫備競賣確定競賣等ノ區別アリ就中豫備競賣確定競賣ハ不動產拿住ノトキ訴訟ニテ用井ル語ナリ○「接」行政ニ關スル「アジゥギカシオン、オー、アンセル」ニ「アジゥギカシオン、オー、アンセル」トイフ語アリ「アジゥギカシオン、オー、アンセル」ハ行政官ヨリ物件ヲ賣却シ又ハ賃貸



セ

ントスル片ニ爲スモノナリ此場合ニ於テハ其主意

セントスル片ニ爲スモノナリ此場合ニ於テハ「アジヤギカシオン」ニ付スル物件ニ付キ最モ廉價ヲ得ル私ノ工業人ニ物件ヲ供給セシメ又ハ公ケノ工事ヲ爲サシムル故ニ「アジヤギカシオン、オーダー、ラベー」ハ行政官ヨリ物件ヲ賣却シ又ハ賃貸サントスル片ニ爲スモノナリ此場合ニ於テハ「アジヤギカシオン」ニ在リ「アジヤギカシオン、オーダー、ラベー」ハ行政官ヨリ物件ニ付キ最モ高キ價ヲ拂ハントスルニ在リ而メ其主意ハ最モ卑キ價ヲ定メテ之ヲ超過スル者ニ許スヲ以テ其事タル公ケノ工業ヲ爲サシムル故ニ「アジヤギカシオン、オーダー、アンセル」ハ行政官ヨリ物件ヲ賣却シ又ハ賃貸

アノ部

〔参照〕入札ノ時刻ハ(訴)七〇二、七〇三、七〇四、拍賣入札ノ方法ハ(訴)七〇五、七〇六、入札者ノ名ヲ届ケルコトハ(訴)七〇七、拍賣ヲ爲スヲ得ル人ハ(訴)七一一、入札ニ對スル妨害ハ(刑)四一二、

Adjudications mobilières.

アジュウヂカシオン、モビリエル

〔本義〕「モビリエル」ハ「動産」ナリ(エムノ部一七)

〔釋解〕動産ノ競賣ナリ

動産乃競賣

Adjudications immobilières.

アジュウヂカシオン、インモビリエル

〔本義〕「インモビリエル」ハ「イン」ト「モビリエル」ト合成シタルモノニテ「イン」ハ「不」ナリ「モビリエル」ハ動産ナリ

〔釋解〕不動産ノ競賣ナリ

不動産乃競賣

〔釋解〕不動産ノ競賣ナリ

Adjudications préparatoires.

アジヅギカシオン、プレパラトアル

豫爲先ノ競賣

〔本義〕「プレパラトアル」ハ「豫爲」ノ義（ペノ部四六）

〔釋解〕「按」確定競賣ノ前ニ爲ス假リノ競賣ナリ

Adjudications définitives

アジヅギカシオン、デフィニチフ

終結ノ競賣

〔本義〕「デフィニチウ」ハ「デフィニチフ」ノ女性ニシテ「確定」ノ義（デノ部一五）

〔釋解〕確定シテ爲ス拍賣ヲイフ「アジヅギカシオン、デフィニチウ」ノ二語ハ不動産拿住ノ訴訟手續キニ用井ル語ニシテ不動産拿住ハ全

Administration.

ク競賣ニ依リテ終結スル

## アドミニストラシオン　モノナリ　管理

〔本義〕「アドミニストレ」トイフ働詞ヨリ出テ「アドミニストル」ト合成シタル名詞ナリ「アドミニストル」ハ「ミニストル」ト「アドミニストレ」ハ「アドミニストル」ハ「ニ」ナリ「ミニストル」ハ「事務ヲ取リ捌ク人」ナリ

〔釋解〕事務ヲ指揮シ管理スルノ意純粋ノ管理ノ所行ニハ決シテ人ノ所有權ニ關渉スルヲ得ス又管理人ハ其權限アリ決シテ之ヲ超過スルヲ得ス○一人ナレハ其世話行屆クヘシ然レ𪜈多衆ナレハ容易ニ行屆カサルニ付キ其多衆ノ利益ヲ保護スル人ヲ



撰ミ置カサルヘカラス例ヘハ工業商賣又ハ鑛山等ノ

撰ミ置カサルヘカラス例ヘハ工業商賣又ハ鑛山等ノ如キ營業會社ハ必ス其管理ナカルヘカラス右等ヲ私事ノ管理トイヒ又一國ナレハ邑ノ管理州ノ管理中央管理等ノ如キ公ケノ事務ヲ世話スルモノヲ公ケノ管理トイフ○「按」民法第七百七十九條ニ所謂「アクト、ダドミニストラシオン」ハ「アクト、ドミニストラシオン、プロプリエテ」(即チ所有者ノ所爲)ト相對スル語ニテ全ク財産保存ノ目的ヲ以テ之ヲ世話スルヲ例ヘハ時效ヲ破斷スルタメニ裁判所ヘ出訴シ又ハ年月ヲ經タル書入ノ登記ヲ仕直スノ類ヲイフ又父カ子ノ財産ヲ管理スル人カ幼者ノ財産ヲ管理スル等ノヲイフ(ムートロンニ據ル)

〔参照〕後見人ノ管理ハ(民)四五〇、假管理ハ(民)七
ニ屬セサル財産ニ付テハ(民)五三七以下、不在
管理ハ(民)三一二、公頒ノ相續ニ付テハ(民)七六七
七、九、驛遞管理官ハ(森)三以下、九七以下、森林ノ犯罪ニ付
八(訴)六九、(刑)一八七、公ケノ管理官呼出

Adoption.

亞陀不孫（アドプション）

〔本義〕羅甸ノ「アドプシオ」ヨリ出ツ「アドプシオ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「オプシオ」ハ「擇ム」ノ義

養子

渴嘖愚（アプオン アオン）

〔釋解〕純粹ナル民法上ノ所爲ニテ凡他人ノ子チ養フト

キハ其養ハル、子ハ其養父ニ對シテ其實子トノ權利トモ又全ク其實家ヲ離レタルモノニ非ス養子ノ節目法式及ヒ効力ハ法典ニ之ヲ記載セリ○天然又ハ民法上ニ於テ親子ニ非ラサル者ノ間ニテ親子タル義ヲ結フ所ノ所爲ナリ

〔参照〕其効力ハ(民)三四三ヨリ三五二マデ、法式ハ(民)三五五ノ關係ハ(民)三六一ヨリ三七

Adultère.

アヂウルテル

〔本義〕「アドルテル」ト「ユルテル」ト合成シタルモノニテ「アドル」ハ「ニ」

姦通

ナリ「ユルテル」ハ「他」ノ義

〔釋解〕他ノ夫婦ノ信貞ヲ破ルヲイフ有妻ノ夫他ノ女ニ

人シ有夫ノ婦他ノ夫ニ通スル均ク之レ姦ナレトモ婦

スシ犯姦ハ法ニ於テ殊更嚴ニ之ヲ罰セサル所以ナリ此罪ハ社

罰雖モ夫ハ姓娠スルノ憂ナシト雖モ一婦ニシテ兩夫ニ通

ナレハ其子ノ父彼我ヲ辨シ難シ是則チ殊更嚴ニ之ヲ

且唯モ夫若クハ婦ヨリ訴ヲ起サヾレハ敢テ問フヲ

シ又姦通ニテ生レタル子ハ正當ノ子トシテ

ツ眞ノ子ナリト公認スルヲモ亦之ヲ許サス其子ハ

其養料ヲ仰クノミニシテ自餘ノ請求ヲ爲スノ權ナ



〔參照〕婦ノ姦通ニ付テノ離違ハ(民)二二九、三〇八、三〇九、

Affaire.

〔参照〕婦ノ姦通ニ付テノ離違ハ(民)二二九、三〇八、三〇九、三一〇、刑ハ(刑)三三九、

従子ノ不認ハ(民)三一三、(刑)三三六、従犯ハ(刑)三二四、夫ノ姦通ニ付テノ離違ハ(民)二三三八、妻及其

三

アフェル　事件　争訟

〔本義〕「ア」ト「フェル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フェル」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕事業ナリ又事件ナリ又法律上ニテハ總テノ争論又ハ争訟ヲ指シテイフ○ダローズ此語ハ「リチジウユ」(詞訟ナリエルノ部一一)「プロセ」(訴訟ナリペノ部五八)ト同

Affiche.

義ニ用ヰサルヿ多シ

アフィシュ

## 揭示

〔本義〕「アフィセ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アフィセ」ト「フィセ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フィセ」ハ「插」込ムノ義

〔釋解〕事チ公告スルタメニ爲ス張出シナリ凡ソ裁判所ハ豫メ揭示チ以テ之チ公示スヿ

〔參照〕養子ノ裁判ハ(民)三五八、幼者ノ財產ノ賣却ハ(民)四三、四五九、匹偶者政府ノ占有チ得ル願ハ(民)七七〇、相續中損敗スヿ可キ物件賣却ハ(民)七九六、目錄相續ノ動產分別ハ(民)一四四五、共通財產チ再





定スルヿハ(民)一四五、嫁資不動產移付ハ(民)一五五八、

定スルヿハ(民)一四五一、嫁資不動産移付ハ(民)一四四五、共通財産ヲ再
拍賣スルニ付テハ(民)二一八七、治安裁判官ニ敬ヲ失ヲヿヲ刑
スル裁判ハ(訴)一〇、訟廷ノ門ニ於テスル呼出狀ノ掲示
ハ(訴)六九、拿住物件賣却ハ(訴)六一七、六二九、六
九以下、九五九、無名會社ノ允許ハ(商)四五、船舶賣却ハ(商)
二〇三以下、分散ヲ言渡スル裁判ハ(商)四四二、倒
ハ(商)六〇〇、復權ノ願ハ(商)六〇七、風俗ヲ害スル著作物
ハ(治)一三九、抗傳裁判ハ(治)四七二、重罪ノ刑ノ言渡ハ(刑)
三六、安ニ掲示ヲ爲スル刑ハ(刑)二八三以下、風俗ヲ害スル
著作物ヲ販賣スル者ノ刑ハ(刑)四七九ノ九項、

Affiliation.

アフィリアシオン

加入

Affinité.

〔本義〕「アフィリエ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アフィリエ」ハ「ア」ト「フィス」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フィス」ハ「子息」ナリ

〔釋義〕人又ハ物ノ他ノ人又ハ他ノ物ニ加ハリテ一體屬スルヲ爲スヲイフ例ヘハ某レノ會社ノ列ニ加入シ又ハ某レノ會社ノ一員トナルヲイヘハ其中ヘ加入ストイヘハ其中ヘ加入スルヲイフ此語ハ大抵人ノ「シウアリエ」(武人ノ稱)ニ加入スルカ又ハ特權ヲ有スル會社ノ社員ト爲ルニ限リテ用井ルヲ常トス佛人ニシテ國王ノ許可ナクシテ外國ノ兵隊ニ加入スル者ハ佛人タルノ身分ヲ失フヘシ

〔參照〕(民)二一、

アフィニテ

姻屬

Affirmation.

〔本義〕羅甸ノ「アフィニス」ヨリ出ツ「アフィニス」ハ「アフィニテ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フィニス」ハ「經界」ナリ又「物ノ終極」ナリ

〔釋解〕夫ト妻ノ尊屬トノ間又ハ妻ト夫ノ尊屬トノ間ニ由テ生シタル續合ヒチイフ但シ夫ノ親屬ト妻ノ親屬トノ間ニハ決シテ續合ヒアルフナシ格言ニ「アフィニテ」ハ「アフィニテ」ナ生セストアフィルマシヨン

〔本義〕羅甸ノ「アフィルマレ」ヨリ出ツ「アフィルマレ」ハ「アフィルマレ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フィルマ」

姻屬

押非兒末孫威門（ウエームオン）湢（ウオン）

保實

レ」ハ「堅實ニスル」ノ義

〔釋解〕誓ヲ以テ信實ヲ明證スルニ爲ス場合ニ限リテ用ヰサルヘキ付テ語ヲ

○「按」ダローズニ依リ其債主ノ權利ヲ確實ニスル事ヲ以テ之ヲ慨カ慨カニスル事ヲ以テ又誓ヲ爲サシテ事實ヲ證スルニ爲ス場合ニ限リテ用ヰサルヘキ付テ語ヲ慨カ慨カニスル事モ亦誓ヲ以テ之ヲ慨カ慨カ盡之レアリ訴訟法第五百三十四條ニ名代人ニテ勘定ノ「アフィルマシオン」ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シタルハ名代人ニテ勘定ノ「アフィルマシオン」モ亦第六百七十一條ニハ分配ニ付テ「アフィルマシオン」ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シ又第百三十三條ニハ費用ノ「アフィルマシオン」ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シタルハ費用ノ「アフィルマシオン」モ亦始末書キヲ以テ之ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シ又商法第四百十三條ニハ難船救助料ノ旅行ノ「アフィルマシオン」ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シタルハ旅行ノ「アフィルマシオン」モ亦始末書キヲ以テ之ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シ又商法第四百十三條ニハ難船救助料ノ「アフィルマシオン」ト稱シタルハ難船救助料ノ「アフィルマシオン」モ亦始末書キヲ以テ之ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シタルハ難船救助料ノ「アフィルマシオン」モ亦始末書キヲ以テ之ヲ爲スヲ得ル旨ヲ規定シタルハ難船救助料ノ「アフィルマシオン」ト稱

〔參照〕共通財産ノ目錄ハ(民)一四五六、僕婢ノ雇ハ(民)一七
八一、計算ハ(訴)五三四以下、拿住ハ(訴)五七一、分配ハ(訴)六
七一、爲換手形ノ時效ハ(商)一八九、保險ハ(商)三八一、商品
チ海中ニ投シタル場合ハ(商)四一三、分散ハ(商)四九七、五
〇三、調書ハ(治)一八、(森)一六五、一六六、

Affouage. アフアージュ

採薪權

〔本義〕羅甸ノ「アフォカレ」ヨリ出ツ「アフォカレ」ハ「アド」ト「フォキウス」ハ「火チ
ス」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「フォキウス」ハ「焼ク處」ナリ

〔釋解〕他人ノ森林ヲ使用スル人カ其自用ニ必要ナル薪ヲ採ルノ權利ヲイフ此採薪ノ權利ハ使用者ノ有スル權

利中ノ尤モ必要ナルモノナリ（ユノ部四「ユザ
看）
（參照）（森）一〇三以下、

Affrétement.

押冨（アフレ）　船舶賃貸

土巒（エタン）　（ツマン）　（エアン）
吶　謁彎　鼴

（本義）「アフレテ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アフ
レテ」ハ「アフレタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「フ
レ」ハ「船チ貸ス價ヒ」ナリ（エフノ部二七）

（釋解）船ノ賃貸ナリ此約束ヲナス「シャルト、パルチ」（セ
又ハ「ノリスマン」（エヌノ部二一）トモイフ〇ダロ
全部又ハ幾部ノ賃貸チ目的トスル所ノ約束ナリ〇リ
ウィエル大西洋沿岸ニ於テハ「シャルト、パルチ」又ハ「アフレ



トマン」ノ語チ用ヒ地中海沿岸ニテハ「ノリスマン」ノ語

Age.

トマン」ノ語ヲ用ヒ地中海沿岸ニテハ「ノリスマン」ノ語ヲ用ヒ

ヲ用ヰサル慣習ナリ

〔參照〕賃貸ノ世話ハ(商)二八〇、總則ハ(商)二七三、賃借

務ハ(商)二八八、二九四、其權利ハ(商)二八七、

アッシュー

## 年齡

〔本義〕羅甸ノ末世ノ「アエタシコム」ヨリ出ツ「アエタシコム」ノ義

ム」ハ「年齡ノ積ミ累ナル」ノ義

〔釋解〕人ノ年次ヲイフ即チ幼年又ハ丁年ヲ組立ル所以

ノモノナリ

〔參照〕婚姻證書ハ(民)三四四、婚姻ヲ爲ス年齡ハ(民)一四四、特免ハ(民)一四五、婚姻ノ無效タルサル場合ハ(民)一

八、場合ハ(民)四三三、丁年ハ(民)四八八、收實權ヲ
二〇、推測ハ(民)七二〇、贈遺囑ハ(民)九〇三
性質ヲ定ムルヲハ(民)一一二、證人ハ(訴)三五、三九、四〇、
二六二、民事禁錮人ノ解放ヲ拒ムヲ得ル
事被告人ハ(訴)八〇〇、十六歳以下ノ刑
被告人ハ(刑)六六、六七、七〇、

亞傳(アヂアン) 唄嚴(イヤン)

替辦者

Agent.

〔本義〕「アジル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アジル」ハ羅甸ノ「アゼレ」ヨリ出ツ「アゼレ」ハ「逐ヒ除ケル」ノ義梵語ニテハ之ヲ「アギッ」トイフ「アギッ」ハ「動ク」ノ義今「アジル」ハ「事ヲ爲ス」「アジアン」ハ「事ヲ爲ス人」ノ義ニ慣用ス

〔釋解〕他人ノ事務ヲ取扱フヲ托セラレタル人ナリ

〔釋解〕他人ノ事務ヲ取扱フニヲ托セラレタル人ハ(商)七四以下、賣買ハ(商)一〇九、計算ハ(商)一八一、一八六、分散ハ(刑)四〇四、

〔參照〕商業世話人タル事

ア

Agents de change.

手形賣買替辦者

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「シアン」ハ「爲替」ノ義(セ ノ部一九)

〔釋解〕ダローズ公債又ハ私債ノ證書ノ取引ニ於テ仲立チスル「オフィシエ、ミニステリエル」(オノ部二、)ニシテ公債又ハ金銀ノ相場ヲ取扱フ人ナリ

Agents des faillites.

分散替辦者

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ファイト」ハ「分散」ナリ(エ ノ部一、)

〔釋解〕「アジアン、ド、シアヤンジュ」「アテ人民ノ私益ヲ謀ル爲メニ任セラレタル代理人ナ
ニヲ受ケタル人ナイフ但シ此名ハ千八百八年ノ商法ニ見
ユレトモ現今ノ法文ニ此事ナシ

Agrés.

アグレ

船具

〔本義〕「アグレ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アグレ」
ハ「ア」ト「グレ」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「グレ」ハ
船ニ必用ナル諸具ヲ備ル」ノ意

〔釋解〕船ノ檣、綱、帆、ノ類ヲ總稱スル語ナリ

〔參照〕(訴)四一八、(商)一九一ノ四項、九項、二八〇、三一一五、三三

四八、Ajournement.

亞擾兒（アニウル）呼出

奴蠻（ヌマン）吶　幼赧（ユーヌアン）鬟（ワン）呼出狀

〔本義〕「ア」ト「ジウール」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ジウール」ハ「日」ナリ「アジウール」ハ即チ「期日ニ到ル」又「定日ヲ指示ス」ノ意ナリ現今ハ唯「定日ヲ指示ス」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕定期ニ裁判所ヘ出頭セシムルタメ公ケノ官吏ヨリ原告若クハ被告ヲ名指シテ爲シタル呼出シニテ即チ「シタシオン」（セノ部二八、）及ヒ「アシニァシオン」（本部八四、）

〔參照〕呼出ス可キ裁判所ハ（訴）五九以下、四二〇、法式ハ（訴）

テ、四一六ヨリ四一八マテ、一〇三三、一、六四、六七、七一、呼出狀ヲ渡ス可キ處ハ(訴)七〇、四一五、四一九、出頭スル期限ハ(訴)七二ヨリ七四マテ、六八、六九、

アレア

委運乃

Aléatoire.

〔本義〕羅甸ノ「アレアトリウス」ヨリ出ツ「アレアトリウス」ハ「アレア」ヨリ出ツ「アレア」ハ「采子ヲ用ヰテ爲ス賭モノ遊ヒノ「ナリ今「不慥ナル事ニ關シテ得失アル」ノ意又「偶然ノ運命ニ從ヒアル」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕賭戲又采子以テ爲ス勝負事ノ如キ不定ノ運命ニ關スル事ナイフ故ニ「コンストラ、アレアトアル」(委運ノ契約)ハ法律ニ於テ一般ニ之ヲ禁止セリ然モ就中終身ノ



年金ノ契約又船ノ積荷ヲ引當トシテ借入ヲ爲ス契約

年金ノ契約又船ノ積荷ヲ引當トシテ借入ヲ爲ス契約

及リーベ」ヒ或場合ナレハ「ジッヒャー」(賭戯ナリシノ部二、)「パ

〔參照〕ペノ部七、)ト雖モ之ヲ許スコトアリ

〔參照〕委運ノ契約ハ(民)一一〇四、一九一四、一九六四、

## Alibi.

亞里皮寓(アリビイー)

在他

〔本義〕羅甸語ニシテ佛ノ「アイウール」ト同義ナリ「アイウール」ハ「他ノ處ニ」ノ義ナリ

〔釋解〕刑事ノ被告人ハ其犯罪ノ時他所ニ在リシコトヲ證シテ其犯罪ニ掛リ合ヒ之ナキコトヲ申述フルヲ得ヘシ其證據人モ亦被告人ノ他所ニ在リシコトヲ證スルコト

Alièn*ation.*

亞里埃納孫（アリエナジオン）　野嫩冤（エーヌオンエオン）

移付

〔本義〕「アリエ子」トイフ動詞ヨリ出テタル名詞ニテ「他ノ人ニ移ス」ノ義

〔釋解〕或ル物ノ所有權ヲ他ノ人ニ移ス總テノ所行ヲ「アリエ子」ハ「他ノ人ニ移ス」ノ義ナリ

○「按」故ニ賣買交換贈與遺囑等ヲ論セス凡ソ所有權ヲ移ス一切ノ所爲ヲ總稱スルモノナリ

〔參照〕失踪者ノ不移付財產ニ關スル婦ニ付テハ（民）一二八、婚姻シタル婦ニ關スル同ノ財產ハ（民）四五七、幼者ノ財產ハ（民）四五七以下、四八四、（訴）九五三以下、（商）六、受禁者ノ財產ハ（民）五〇九、裁判上ノ輔佐人ヲル人ノ財產ハ（民）四九九、五一三、凡人ニ屬セサル財產ハ（民）五三七、收實者ニ許ルシタル者ハ（民）五九五、



相續權ハ（民）七八〇、生者ノ相續權ノ不移付物タルコト

相續權ハ(民)七八〇、生者ノ相續權ノ不移付物タルヿハ(民)七九一、一一三〇、一三八九、受贈者ハ(民)九五二、九五八以下、遺囑者ハ(民)一四二一、婦夫ハ(民)一〇三八、九、動産ト看做シタル不動産ハ(民)一五〇七以下、嫁資外ノ財産ハ(民)一五五四以下、嫁資ノ不動産ヲ移付スルヲ得ル場合ハ(民)一五三五、一五三八、一五七六、移付ヲ爲ス代理ノ法式ハ(民)一九八八、拿住不動産ハ(訴)六八六、六八七、權利者ノ一致ハ(商)五七〇、

Aliments.

アリマン

養料

〔本義〕羅甸ノ「アリマントム」ヨリ出ツ「アリマントム」ハ「アレレ」ヨリ出ツ「アレレ」ハ「養フ」ノ義今「養料」ノ義ニ慣用ス」

〔釋解〕「アリマン」トハ人ノ養ヒニ必用ナル物ヲイフ法律上ニテ人ノ生活ノ爲メ欠クヘカラサルモノヲ總テ此語ニ含蓄セシム故ニ衣食住ヲ合シテ皆「アリマン」トイフ民法ノ明文ニ於テ養料ノ義務ノ實況ハ之ヲ身代ト養ハルヽモノヽ身分ノ位置トニ從ヒテ之ヲ定ム且養料ヲ供スルノ義務ハ(民)二〇三以下、婚姻ニ由リテ養料ヲ供スルノ義務ハ總テ相互ノ〔參照〕婚姻外ノ養料ニ付テハ姦通亂倫ノ子ノ所料ノ遺囑及ヒ贈遺ハ(民)六一〇、一〇一五ノ二項、(訴)五八一、八二、養子ハ(民)三二四九、共有ハ(民)一四〇九ノ五項、抵塡ハ(民)一二九三ノ三項、仲裁契約ハ(訴)一〇〇四、懲戒ハ(民)三七八、贈遺ハ(民)九五五ノ三項、嫁資ハ(民)一五五八、假





執行ハ(訴)一三五ノ七項、法律上享用ハ(民)三八五ノ二項、

執行ハ(訴)一三五ノ七項、法律上享用ハ(民)三八五
准死ハ(民)二五、時效ハ(民)二七七、拿住ハ(訴)五九三、好爲
後見ハ(民)三六四、三六七、寡婦ニ付テハ(民)一五七
强逼ニ付テノ養料ハ(訴)七八九ノ五項、七九一、八〇〇ノ
四項、

Aliance.

アリアンス

姻屬

〔本義〕「アリエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アルリエ」ト「リエ」ト合成シタルモノニテ「アル」ハ「ニ」ナハ「結フ」ノ義

〔釋解〕「アリアンス」ハ「アフィニテ」ニ同シ(本部四一)○ズ民法上ノ親族ノ一種ナリ即チ一匹偶者ト他ノ一匹偶ノ血族トノ間ニ生スル關係ヲ謂フ

者ノ親族トノ間ニ婚姻ニ由テ生ジタル「アフィニテ」ナリ

Alluvion. アリウウィオン

〔本義〕羅甸ノ「アル」ト「リウエレ」ト合成シタルモノニテ「アル」ハ「ニ」ナリ「リウエレ」ハ「水ヲ注ク」ノ義

〔釋解〕水流ノ沿岸ニ漸次ニ増積シタル地所即チ「アテリ」ハ「水ヲ注ク」ノ義ニテ「アル」ハ「ニ」ナリ「リウエレ」ハ「水ヲ注ク」ノ義ニテ「アルウウィオン」ハ「ニ

五五 Altération. アルテラシオン

〔本義〕「アルテレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アルテレ」ハ「他ニ」ノ義ニリ即チ「他ノ物ニ變スル」ノ意ナリ

〔釋解〕「アルテラシオン」ハ既ニ成就シタル書類若クハ證書ヲ詐僞罪ニ因リ又貨幣金銀ノ位ヲ變スルコトナドモイフ總テ此「アルテラシオン」ノ行爲ハ刑法ニ明文アリテ嚴ニ之ヲ罰ス」

〔參照〕身分證書ハ(民)五一、五二、(刑)一三二以下、一四五以下、

五六 Alternatives. アルテルナチウ

Obligations alternatives. オブリガシオン、アルテルナチウ

擇一乃





〔參照〕(民)五五、五六、五七、五八、五九、六、

## 擇一乃義務

〔本義〕「アルテルテル子」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニテ「アルテル子」ハ羅甸ノ「アルテル」ヨリ出ツ「アルテル」ハ「他ノ」ルテル義又「更ハル々々々々」ノ義今「彼ニ非レハ此」ノ義ニ慣用ス

「オブリガシオン」ハ「義務」ナリ（オノ部ニ）

〔釋解〕「アルテルナチウ」ハ兩個物中ノ一物ヲ擇ムチイフ「オブリガシオン、アルテルナチウ」ハ定マリタル數多ノ事物アルトキ其事物中ノ一ニ付テ義務ヲ畢レハ即チ消滅スル義務ナイフ○ムーロン一ノ契約中ニ目的タル數多ノ事物アリ而メ其事物中ノ一ヲ約ハ其餘ハ皆消滅スル義務ナイフ例ヘハ八千町カ若クハ金千圓ヲ與フヘシト約シタルトキハ田



ヲ渡セハ金ヲ渡スノ義務ナリ金ヲ渡セハ田ヲ渡スノ

Altius non tollendi.

〔參照〕義務ハ(民)一一八九以下、不可分ノ義務ハ(民)一一二二ノ三項、賣買ハ(民)一五八四、

## 亞立氏兪士、嫩、討巒地　阿株（アルティウス　ノントランディ　オーチュー　ウーノントアン）鴎峻咀

〔本義〕羅甸語ナリ「アルチッス」ハ「高サ」ノ義「アルチウス、ノン、トランギ」ハ「不」ナリ「トランギ」亦「高サ」ノ義「アルチウス、ノン、トランギ」ハ即チ高クスヘカラサル處ヨリ高ク「スル」ノ意ナリ

〔釋解〕定リタル高サヲ越エテ建築ヲ爲スノ禁ニシテ己レノ觀望ノ權ヲ妨ケラレサル爲メニ他ニ約シテ負ハシメ得ル所ノ地役ナリ

## 建造節限

Aménagement des bois.

〔本義〕「アメナジツマン」ハ「ア」ト「メナジツ」ト合成シタルモノニシテ「ア」ハ「ニ」ナリ「メナジツ」ハ「節用」又「家政」又「保存」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ボア」ハ「樹木」ナリ

〔釋解〕廣ク之ヲ解ヘハ伐木ノ定規ヲイフ單ニ森林ノ使用者ニ付テ之ヲ解ヘハ定リタル部分内ニ於テ使用者ノ規則ナリ規則ト行ヒ得ル權利ニ付テノ規則ナリ

亞滅納直鑾吶、迭蔑、潽餚
アメナヂツマン　デ　ボア
森林ノ保存
エアヂアン　エアンポア
爺墾　罨嗹嚗

部分ヲ割リ易フルトキ從前使用ヲ得シ部分ノ殘リハ之ヲ禁シ以來ハ其改メテ割付ケタル部分内ニテ其使用權ヲ行フヘシト定メタルモノナリ但シ○バシツレ樹木ノ生成



一定シテ毎年同様ニ出テ成丈ケ利益ノアルヘキ方法

一定シテ毎年同様ニ出テ成丈ケ利益ノアル
ニ從ヒ森林ノ培養ノ方法採伐ノ廣狹及ヒ樹
チ規定スル所ノ術即チ方法ナリ
〔參照〕(民)五九〇、(森)一五、

## Amende. アマンド 罰金

〔本義〕「アマンデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ共本羅甸ノ「エマンダレ」ヨリ出ツ「エマンダレ」ハ「エ」ト「マンドム」ト合成シタルモノニテ「エ」ハ「引拔ク」ノ意チ示ス語「マンドム」ハ「過失」ナリ即チ「過失チ引拔ク」ノ意又「是迄ヨリ好過チチ謝スル」ノ意ナリ

〔釋解〕法ニ背キタル事柄ニ付キ裁判官ノ言渡ス金錢ノ

身分證書官吏ニ對シテハ(民)五〇、五一三、一五六、一九
二、親屬會議ヲ開クニ付キ喚ヒタル親屬ニ對シテハ(民)二二四一三、夫又ハ婦ノ受クヘキ罰金ハ(民)一四二四以下、書
四一三、夫又ハ婦ノ受クヘキ罰金ハ(民)一四二四以下、書
入保存役ニ付テハ(民)二二〇二、治安裁判官ニ對シ敬禮
ヲ失フ(訴)一〇、勸解ニ出頭セサルヲハ(訴)六七、手署ヲ拒ム者
六、使吏ニ對シテハ(訴)六七、手署ヲ拒ム者
二一三、書記ニ對シテハ(訴)二四一ヨリ二四五マテ(治)七
一ヨリ七七マテ、一一二、一六四、三六九、三七二、三七八、四
四八、四五〇、四七四、六〇〇、六〇一、詐僞ノ訴ニ付テ原告
人ノ敗訴シタルトキハ(訴)二四六、常ニ罰金ヲ言渡ス訴訟
ハ(訴)二四七、罰金ヲ免除スル情狀ハ(訴)二四八、欠席シタ

ル證人ニ對シテハ(訴)二四七、罰金ヲ免除スル情狀ハ(訴)二四八、欠席シタ
八、三五五、訴訟ヲ移スノ訟ニ付敗訴シタル者ニ對シテハ(訴)二六四、
ハ(訴)三七四、忌避ノ訴ニ付敗訴シタル者ニ對シテハ(訴)四一三、
三九〇、控訴ニ付テハ(訴)四七一、罰金ヲ前納スル情狀ハ(訴)二四八、
四九四、外人ノ故障ノ棄却ニ付テハ(訴)五〇〇、裁判官ヲ被
告トシテ要償ヲ爲ス訴ノ棄却ニ付テハ(訴)五一三、五一七、
六、裁判付官吏ニ對シテハ(訴)一〇三〇、一〇三一、檢印ヲ
拒ム官吏ニ對シテハ(訴)一〇三九、手形賣買世話人及ヒ
商業世話人ニ對シテハ(商)八七、十五ヲランヲ過ル罰金
ノ刑ニ當ル輕罪ノ懲治裁判所管轄ニ屬スヘキヲハ(治)
一七九、罰金ヲ徵收スル人ニ對シテハ(治)一九七、陪審官
ハ(治)三四三、三九六、大審院ニ上告スル者ノ前納スヘキ

罰金ハ(治)四一九、四二〇、大審院ニテ敗訴シテハ(治)四三六、四三七、詐偽ノ訴ヲ爲シ其掛リヲ辭スル官吏ニ對シテハ(治)四四九、重罪事件ノ輕罪事件違警罪事件ニ付テハ(刑)九、一一、四六四、民事禁錮ヲ爲ス場合ハ(刑)五二、五三、犯人ノ連帶シテハ(刑)一一三、私監禁ノ犯人ハ(刑)一二〇、法官ニ對シ投標ヲ賣買シタル者ニ對シテハ(刑)一二八、一二九、管理人ニ對シ變造ノ貨幣ヲ行使シタル者ニ對シテハ(刑)一三一、贋造人ニ對シ義務ヲ負ケノ預リ人ニ對シテハ(刑)一三五、詐偽六九ヨリ一七二マテ、官吏ニ對シテハ(刑)一七四ヨリ一八一マテ、權柄妄用ニ付テハ(刑)一八四以下、身分證書記載事件ノ輕罪ハ(刑)一九二ヨリ一九五マテ、不法ニ權威

載事件ノ輕罪ハ(刑)一九二ヨリ一九五マテ、不法ニ權威
ヲ行フヲハ(刑)一九六、一九七、婚姻ニ付僧侶ニ對シテハ
(刑)一九九、罰金ニ處スヘキ他ノ犯罪ハ(刑)八六、二
二四、二三六、二五四、二五七、二六〇ヨリ二六二マ
テ、二九二、三〇六、三〇七、三一一、三一四、三一八ヨ
リ三二〇、三三四、三三六、三四六、三八七、三九九、四〇一、四〇
五、四三〇、四三七、四六三、四六六

六〇 Ameublissement. 〔本義〕「アムーブリル」トイフ動詞ノ變シタル名詞
ニテ「ムーブリル」ハ「ア」ト「ムーブリル」ト合成シタルモノニテ「ア」

亞牟甸里叱士蠻吶 唵辨 殿
(アムブリスマン) (アムブアン) (アン)

看做動産

Anatocisme.

ハ「ニ」ナリ「ムーブル」ハ「動産」ナリ

〔釋解〕不動産ヲ共通ノ財産中ニ入ルヽヿアイテ其不動産ヲ動産ト見做スヿヲ尤モ其物ノ性質タル固ヨリ不動産ト動産トスルハ即チ法律ノ假定ナリ一般ノ用例ニ於テハ匹偶者ノ動産ニ非サレハ共通財産中ニ入ルヽヿヲ得ス然モ「アムーブリスマン」ノ約條ニ依リテハ不動産ヲ動産ト亦此中ニ入ルヽヿヲ得ヘシ是レ匹偶者弁ニ共通財産ニ付テノミ爲スナリ此約條ハ匹偶者ノ一方ヨリ他ノ一方ニ對シテ不動産ヲ動産ト見做スヿヲ有スルモノナリ

〔參照〕(民)一四九七、一五〇六以下、其效力ハ(民)一五〇五、其效力ハ(民)一五〇六以下、

亞納多西士木（アナトシスム） 圌宗（アツオム） 羃（ヨム）

〔本義〕希臘ノ「アナトシスモス」ヨリ出ツ其義利息ノ利息ナリ

チイフ○ボアソナド氏曰ク希臘ノ「アナトコス」ヨリ出ツ

ツ「アナトコス」ハ菓實ノ菓實トイフ義ナリトス

〔釋解〕元金ヨリ生シタル利息ナ積ンテ更ニ元金ト爲シ其元金ヨリ生スル利息ノ利息ナリ此利息ノ利息ハ佛國ニテ其古昔ニ在リテハ高利貸ト同一視シテ之ヲ禁止セシカ方今ハ債主ヨリ負債主ニ裁判所ヘ訴ヘテヨリ後チカ又ハ別段ノ約束ニテ雙方承知ノ上ナレハ拂ヘキ期限ヨリ一年ナ過キタル利息ニ付テハ之ヲ許ス

〔參照〕(民)一一五四、一一五五、

Annexe

アンネクス

孫利





Anatocisme.

アナトシスモス

亞納多西士木

アナトシスム

圖宗

アツオム

羅

ヨム

〔本義〕羅甸ノ「アンチクテレ」ヨリ出ツ「アンチクテレ」ト「チクテレ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「チクテレ」ハ「結ヒ付クル」ノ義ニ慣用ス

〔釋用〕「ドクター」物ノ物ニ付キ加ハルモノニテ其付キ加ハリタル物ハ其物ニ離ルヽヲ得ヘシ「アンチクス」ハ必スシモ「アクセソリー」（本部一四、）ト同シカラス○ダローズ最モ小ナルモヽヲ又其付キ加ハリタル物ヲイヒ又「アンチクス」ニ種々ノ差別或ル事柄ヲ詳明スル書面ニ付キ加ハルモノヽ他ノ書面ニ其代理委任状ヲ付加スルノ類是ナリ又「アンチクス」ハ「デパンダンス」（デノ部二八ノ）ノ特別ノ用方又「アンチクス」ノ意味

Anonyme.

状ヲ付加スルノ類是ナリ是「アンチクス」ノ特別ノ用方ナリ又「アンチクス」ハ「デパンダンス」(デノ部二入ル)ノ意味ニモ用ヰラルルアリ其例ハ一ノ不動産ヲ其「アンチクス」ニ賣ルノ類是ナリ

アノニム

無名乃

〔本義〕希臘ノ「アノニウモス」ヨリ出ツ「アノニウモス」ハ「名ナシノ」ノ義

〔釋解〕其名ヲ知ラスノ義

記スルニ臨ミ其名ヲ知ルヲ得サルトキハ民生簿冊ニ

〔參照〕無名書ハ(刑)三〇五、





ヲ其例ハ一ノ義務ヲ詳明スルタメニ其代理委任

Société anonyme.

ソシエテ、アノニム

〔本義〕「ソシエテ」ハ「會社」ナリ（エスノ部一四、）

無名會社

〔釋解〕定名ナクシテ成立セタル會社ヨリ其社員ノ名

モ亦見ハスヲ以テナシ此會社ハ別段ノ法式ニ從フ

〔參照〕無名會社ハ（商）一九、二九以下、

Antichrèse.

アンティクロ
安氏苦剛

〔本義〕希臘ノ「アンチシレシス」ヨリ出ツ「アンチ」ト「シレシス」ト合成シタルモノニテ「アンチ」ハ「反對」ノ義「シレシス」ハ「使用」ナリ「アンチシレシス」ハ即チ

イーケッズ
吐 夷結

エッ
慍

不動産質

使用スル能ハサル」ノ意ナリ

Anticipation.

安氏西叭孫夷噴晼（アンティシパシヨンイープホンイカン）

期限前

侵占

〔釋解〕「アンチクレズ」ハ不動産ノ質ナリ即チ負債主ヨリ其不動産ヲ債主ニ渡シ債主ナシテ直チニ其上ニ高チ取立テシメ以テ元利チ償却スルノ契約チイフ

〔參照〕義解ハ(民)二〇七二、其效力ハ(民)二〇八五、二〇九一、

〔本義〕「アンチシペ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニテ「アンチシペ」ハ「アンチ」ト「カペレ」ト合成シタルモノナリ「アンチ」ハ「前ニ」ノ義「カペレ」ハ「取ル」ノ義

〔釋解〕事チ豫メスルノ義ニテ即チ負債主ハ債主ニ對シテ「アンチシパシオン」(約束ノ期限ニ先チテ)ニテ返金セシムルノ

Antidate.

ナ債主ニ強フルヿヲ得ス又一ツニハ他人ノ土地ヲ侵
占スルヿヲモイフ
〔参照〕(民)一七五三、

安氏昔士(アンティダッ)
日附繰上(ヒづけくりあげ)

〔本義〕「アンチ」ト「ダト」ト合成シタルモノニテ「前
ニ」ノ義「ダト」ハ「日附」ナリ
〔釋解〕人ノ爲シタル日附ノ時刻ヲ繰上ケタル偽リノ日
附ナリ外人ニ抵抗スル能ハサル私書ノ「アンチダト」ハ
重罪トモ輕罪トモナルヿナシ公ケノ書面ナレハ詐偽ヲ
以テ之ヲ論ス又「エフェド、コメルス」(商用手形ナリエノ部
四)ニ附シタル指圖ニ爲シタル「アンチダト」モ亦詐偽ノ

六七 重罪ヲ犯シタル者ニ附シタル刑ハ其ノ身ニ附屬スル財産ニ關スル權利ニ及ホス效力ヲ以テ論ス

〔參照〕(商)一三九、(刑)一四七、

Appartenances. 附屬物

六八 Appel. 控訴

〔本義〕「アペレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞

〔釋解〕ダローズ全體ヲ爲シタル物ノ一部分ナリ

アパルトニル 呻吟兒 ルツナンス

パルトト子レ」ヨリ出ツ「アパルトニル」ハ羅甸ノ「アパルトニル」ト合成シタルモノニテ「アド」

子レ」ナリ「ペルチチレ」ハ「屬スル」ノ義

ハ「ニ」ト「ペルチチレ」ハ「アド」ト「ペルチチレ」ト合成シタルモノニテ「アド」

〔本義〕「アペレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅甸

アフタン 呻旦 アン 鞍

ノ「アペテレ」ヨリ出ツ「アペラレ」ハ「アドタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「ペラレ」ハ「話ス」ノ「呼フ」ノ意ニ慣用スレ

〔釋解〕下等裁判ノ復審又ハ所ヘ訴フルヲイフ

〔參照〕身分證書改正ハ(民)九九、婚姻ノ故障ヲ解クノ取消ヲ請フタメニ上等裁判所ヘ訴フルヲイフ

一訟ハ(民)三五七、後見退職ハ(民)四四八、養子ニ付テハ(民)三七八、離緣消滅ノ後治安裁判官ノ與ヘタル裁判ハ(訴)一裁判官ノ裁判ニ付控訴ヲ爲ス期限ハ(訴)一六、控訴ハ(訴)一七、四三九、本案内豫審裁判本案外豫審裁判ハ(訴)三一、四五一以下、訴訟ヲ移スニ及ヒ其效力ハ(訴)三七五、三七六、忌避ハ(訴)三九



急速事件ト看做シタル控訴ハ(訴)四〇四、對審裁判及ヒ

急欠スル一、六、ノ仲控ハ(訴)一判

判所ハ(治)二〇一、控訴チ爲スチ得ル人ハ(治)二〇二、控訴ノ吟味ハ(治)二〇三、控訴チ爲スチ得サル場合ハ(治)二〇四、二〇七、二〇九ヨリ二一〇マテ、

アポルー

醸集物

Apport.

〔本義〕「アポルテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「アポルタレ」ヨリ出ツ「アポルタレ」ハ「アド」ト「ポルタレ」ハ「持ト合成シタルモノニテ「アドポルタレ」ハ「ニ」ナリ「ポルタレ」ハ「持來ル」ノ義

〔釋解〕利益アル集會中ニ加員スルトキ持寄ル物チイフ

Apport social.

會社乃醸集物

〔本義〕「ソシアル」ハ「會社」ナリ

〔釋解〕ダローズ社員ヨリ會社ニ持寄ル所ノ物件ナラン、ユミウノーテイフ

〔參照〕一八四五ヨリ一八四七マテ、

Apport social. 會社乃醵集物

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ「エプー」ハ「匹偶者」ナリ「ダン」ハ「内ニ」ナリ「ユミウノーテ」ハ「共通財産」ナリ「ル」ハ「冠詞」ナリ

Apport des époux dans la communauté. 匹偶者ノ醵集物

Apport des époux 匹偶者ノ醵集物

Apport de la femme dans le mariage. アポル、デ、エプー、ダン、ラ、ユミウノーテ

アポル、デ、エプー、ダン、ル、マリアジウ

アノ部

〔釋解〕匹偶者共共通財産中ニ持寄ル所ノ財産ヲ「アポル、デ、エプー、ダン、ラ、コミュノーテ」トイヒ又之ヲ「アポル、エプー、ダン、ル、マリアジュ」トモイフ即チ婚姻中共通センカ爲メ持寄リタル財産ナリ婦ハ共共通ヲ離ル、ヰハ無關係醵集物ヲ取戻サンコトヲ得ヘシ

〔參照〕無關係醵集物取戻ハ(民)一四九七ノ五項、五一四、共有別得ハ(民)一四九八、動産ヲ除去スルコト以下、負債分別ハ(民)一五一一、共通ノ分配五四〇、

〔參照〕共通除去ノ方法ハ(民)一五三〇、嫁資分括ハ(民)一五二五、

Apport francs et quittes.

アポル、フラン、エ、キート

無關係醵集物



〔本義〕「フラン」ハ羅甸ノ「フランキッス」ヨリ出ツ「フランキッス」

〔本義〕「フランキッス」ヨリ出ツ「フランキッス」ハ羅甸ノ「フランキ」ト「一箇人民」ノ義ナレトモ後チ自由チ指示ス詞ニ慣用ス「エ」ハ「及ヒ」ナリ「キエチウス」ハ「平穏」ノ義而シテ今轉用シテ「義務チ負ハ」又「負債チ辨濟シタル」ノ意ニ用井ル

〔釋解〕リトレ負債モナク他ニ關係スル義務モナキ持寄

〔參照〕(民)一四九七ノ五項、一五一四、

Apposition de scellés.

封印ノ押捺

〔本義〕「アポジシオン」ハ「アポゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アポゼ」ハ「据ル」ノ義即チ「物ノ上ニ物チ据ル」チイ

フ此意ヨリ轉シテ遂ニ「封印ヲスル」ノ義ニ慣用ス「ド」ハ「ノ」ナリ「セレ」ハ「印」ナリ

〔釋解〕物品ノ上ニ封印ヲ置クコトナリ

〔參照〕押捺ノ場合ハ(民)七六九、八一九、八二〇以下、一〇三一、費用ハ(民)八一〇、拿住ハ(訴)五九一、死去ノ後ノ法式ハ(訴)九〇七、破壞ハ(刑)二四九以下、

Appréciation de domages.

アプレシアシオン、ド、ドマジュ

損害ノ量定

〔本義〕「アプレシアシオン」ハ「アプレシエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アプレシエ」ハ羅甸ノ「アプレシアレ」ヨリ出ツ「アプレシアレ」ハ「アド」ト「プレシオム」トノ合成シタモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「プレシオム」ハ「代價」ナリ今「アプ

レシアシオン」トイヘハ「代價ヲ定ムル「」」ノ意
リ「ドマジュ」ハ「損害ナリ」（デノ部六〇）ナリ
〔釋解〕償金ヲ拂フトキ其償金ノ高ヲ定ムル事ヲイフ
〔參照〕（訴）四一、

Approuvé.

〔本義〕「アプルーヴェ」トイフ働詞ノ過去分詞ナリ「アプルーウェ」ハ「アプロバレ」ヨリ出ツ「アプロバレ」ハ「アドロバレ」トモ書ス
ハ「證スル」ノ義

〔釋解〕「ボン」（ベノ部二四）ト同義ニ用ヰル語ニシテ切手又ハ書面ノ下ニ「アプルーウェ」ヲ置クコトハ其書面ノ眞實ナル

承認

啤不嚏物啤黎噩

（アプルーヴェ　アフレー　ウェー）

ル コ ト ヲ 證 シ 且 自 身 之 ヲ 記 載 シ タ ル モ ノ ト シ テ 其 契 約
キ ナ リ ○ リ ト レ 書 面 勘 定 等
チ 行 フ ノ 義 務 ヲ 結 フ カ 爲 メ ナ リ ノ 相 違 ナ
〔參照〕(民)一三二六、一三二七、
アルビ
Arbitraire.

〔本義〕「アルビトル」トイフ名詞ノ變シタル形容詞ニテ「ア
自擅乃
プーウォアルビトレル、ザウジウジウ

〔釋解〕不規則ナル所行又法律ニ反對スル所行ヲ即チ權柄妄用ノ罪
所行ハ即チ權柄妄用ノ罪タリ

Pouvoir arbitraire de juge.

裁判官ノ自擅乃權

〔本義〕「プーウォアル」ハ「權威」ナリ「ギウ」ハ「ノ」ナリ「ジウ」ハ裁判官ノ自擅乃權

〔釋解〕「プーウォアル、アルビトレル」ヲ「プーウィアル、ギスクレル」トモイフ此權ハ法律ニテ裁判官ニ委任スル一箇ノ權ニテ或ル事實ノ輕重緊要不緊要ヲ鑑定シ之ヲ專決スルコトヲ得ル場合ハ全ク法ノ關セサル所ニシテ專ラ裁判官ノ決斷ニ委ス

〔參照〕自擅ノ行爲ハ(刑)一一四、自擅ノ拘留ハ(治)六〇九、六一〇九以下、(刑)一一九以下、





Pouvoir arbitraire de juge.

Arbitrage.

アルビトラジウ

仲裁

〔本義〕「アルビトレル」ト同義ニテ「自由」ノ義又「己レノ存意ニ任カスル」ノ義今「甲乙雙方ノ意ニ任カセテ仲裁人ヲ撰ム」ノ義ニ慣用ス

〔釋解〕裁判所ヲ煩ハサスシテ爭論ヲ息ムルノ方法ナリ若シ爭論アリテ雙方ヨリ仲裁ニ依頼セントスルトキハ互ニ仲裁契約(コンプロミ)ヲ爲シ「アルビトル」(仲裁人)ヲ撰ムニテ「自由」ノ義ヲ以テ仲裁人ハ裁判ノ式ニ從ヒ其判斷ヲ爲スヘシ但別段ノ契約アルトキハ其式ヲ用ヰルヲ要セス○商法上ノ會社ノ爭論ニ付テハ必ス仲裁人ニ依頼セサルヘカラス其他ハ雙方ノ適意ニ從フ



〔參照〕隨意ノ仲裁ハ(訴)一〇〇三以下、命セラレタル仲裁ハ(商)五一以下、商賣ノ仲裁ハ(訴)四二九以下、書入ハ(民)二

〔參照〕隨意ノ仲裁ハ(訴)一〇〇三以下、命セラレタル仲裁ハ(訴)四二九以下、書入ハ(民)二一二三、代理ハ(民)一九八九、會社ハ(民)一八五四、賣却ハ(民)一五九二、

## Armateur.

アルマツール

艤船者

〔本義〕「アルメ」ヨリ出ツ「アルメ」ハ「兵器ヲ備フル」ノ義又「アルメ」ハ「船内ヘ兵器ヲ裝置スル人」ヲ概稱スル語トスルモ今慣用シテ「船裝チスル人」ヲ謂フ

〔釋解〕航海ノタメニ船中ノ要用ナル諸物ヲ備ヘ付ル人ナリ○リウィエル船裝ノ人ヲ船主ニ賃貸スルヲアリ其自費ヲ以テ船裝ヒヲ爲ス人

ナ「アルマツール」トイフ又所有者ニシテ兼テ「アルマツール」タルコトモアリ之ヲ「プロプリエテール」ノ名稱中ニ或ハ所有者ナ指シテイフコトアリ或ハ「アルマツール」ハ「カピテヌ」即チ船長ノ上ニ立チテ船舶ノ本締ナ爲スヲ「プロプリエテール」ノ商法ニハ

〔釋解〕他ヲ擊チ又自ラ衞ル爲メニ携帯スル兵器ハ之ヲ携帶スルノ際其用ヲ方ニ危險ノ畏レアルモノヲ之ヲ携帶スルヿヲ禁ス又現今ハ軍用ノ兵器ヲ所持スルヿヲ禁スル迄ヲ禁ス

〔參照〕民事ニ付テノ總則ハ(民)五三三、刑事ニ付テノ總則ハ(刑)三一四、三一五、六〇、一〇一、禁止ノ兵器ハ(刑)三一四、三一五、

## 圖咧喇直哀勒昷 Arriérages.

〔本義〕「アリエル」ヨリ出ツ「アレラヂウ」ハ期限ノ後ニ至リ未タ受取ラサル年金地代家賃給金等ヲイフ

〔釋解〕物成、年金、家賃ノ其期限ニ至リタルモノヲ「アレラ

ジュ」ト「イフ「アレラジュ」ハ日毎ニ生スルモノニシテ時效ト爲ル○エルテスカデ「エンテレ」(利息ナリイノ一、)ニ對シテ用井ル語ニシテ畢生又ハ無期ノ年金ヨリ生スル所ノ物ナリ「エンテレ」ハ年金ニ非テサル他ノ元金ヨリ生スル所ノ物ナイフ年金ノ「アレラジュ」ハ法律ニテ民法上ノ菓實中ニ置クモノニシテ日毎ニ生スル

モノナリ

〔參照〕民事ノ總則ハ(民)五八四、共有ハ(民)一四〇一ノ二項、一四〇九ノ三項、一五一二、書入ハ(民)二一五一二、辨濟ハ(民)一一五五四、利息ハ(民)一一五五、義務提供ハ(民)一二五八ノ三項、時效ハ(民)二二七七、二二七八、畢生年金ハ(民)一九七九、一九八三、連帶ハ(民)一二一一二、訴訟手續ハ(訴)

四〇四、控訴ハ(訴)四六四、勸解ハ(訴)四九、順序ハ(訴)七六七、

四〇、拿住ハ(訴)四六四、勸解ハ(訴)四九、順序ハ(訴)七六七、

七七、控訴ハ(訴)四六四、勸解ハ(訴)四九、順序ハ(訴)七六七、

Arrestation.

アレスタシオン

拿住

逮捕

〔本義〕「アレテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アレテ」ハ伊太利ノ「アレスタレ」ヨリ出ツ「アレスタレ」ハ「アド」ト「レスタレ」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「レスタレ」ハ「止マル」ノ義「アレスタレ」ハ即チ「止マラシムル」ノ意

〔釋解〕物ヲ差押ヘ又人ヲ逮捕スルコトイフ凡外人ノ所持スル物ヲ差押フルニハ「ゼジ、アレ」(留置拿住ナリエス一)ノ手續キヲ以テス又民事ニテ人ヲ逮捕スルニ

Arrêt.

ハ訴訟ノ豫審ノ任アル法官ハ身體强迫ノ裁判ニ依テ之ヲ爲シ又刑事ニ參シ〔參照〕義務者ヲ拿住スルヲ得サル場合ハ(訴)七八一、船中ニテ拿住スルヲ得ル場合ハ(商)二三一、田野看守人ノ拿住ヲ爲ス場合ハ(治)一六、重罪裁判所長ノ拿住ヲ爲ス場合ハ(治)三三〇、不法ノ拿住ハ(刑)三四一以下、

アレー

判決

〔本義〕或ハ云「アレスト」ハ希臘語ノ「アレスト、ン」ヨリ出ツト「アレスト、ン」ハ佛ノ「レヴ、リッシオン」ト同義ニテ「決斷」ノ義

ナリ然レ𪜈希臘語云々ハ明瞭ナリ難シ蓋シ此語ハ「アレーズ」ニ「ソン」ヲ「ヘノ」ヨリ轉セシモノナラン因テ矢張リ「止ム」ト「イフ」ト同義ニシテ「決斷」ノ義ナリ（「マンダ、ダレー」ハ（訴）五五七以下、抵塡ハ（民）一二九八、一二七條ノ部三）

〔釋解〕最上等ノ裁判所ノ與ヘタル裁判ノ名ナリ即チ控訴院ノ「アレー」ノコトキ是ナリ○ダロー「ズ」此語ハ「アレー」ヨリ轉セシモノニシテ「決斷」即チ差押ヲ止ムルカ故ニ「アレー」ト同義ナリ○「按」「マンダ、ダレー」モ亦此ノ如キ是ナリ（「マンダ、ダレー」ハ（訴）五五七以下、抵塡ハ（民）一二九八、一二七條ノ部三）

〔參照〕拿住及ヒ故障ハ（訴）五五七以下、抵塡ハ（民）一二九八、一二七條ノ部

附ニ托ハ(民)一九四四、債主順序ノ事件ニ付控訴ノ
ヲ記載スヘキ事柄ハ(訴)七六六、倒産人ニ對スル
ヲ掲示スルヿハ(商)六〇〇、復權ノ審判書ヲ送達
キ者ハ(商)六一一、附帶ノ犯罪ニ付審判スルヿ
六、重罪取調局ニ附スル審判書ニ記載スヘキ
ハ(治)二三〇、二三三、審判書ノ手署及ヒ
ル上訴ハ(治)二六二、二九九、送附ノ審判書ヲ書
スヿハ(治)三一三、不論罪放免又ハ刑ノ言渡ハ(治)二
六、、其審判書ヲ記載シ手署スル方法ハ(治)三六九以下、三
〇、破毀上告ノ期限ハ(治)三七三、審判書ヲ送達スル方
ハ(治)五三二、弑親ノ罪ニ付刑ヲ言渡シタル審判書ヲ

公衆ニ讀聞カスルコトハ(刑)三六、

ハ(刑)三六、一三、其摘撮書ヲ印刷スルコト

Arrêt de principe.

君主ノ禁止

Arrêt.

アレー、ド、プレンス

〔本義〕「アレー」ハ前ニ見ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「プレンス」ハ「君權ヲ有スル人」ナリ

〔釋解〕商賣ヲ禁シ又ハ某々ノ權威ニ屬スル或ル物件ノ輸出ヲ止ムル爲メニ國君又ハ政府ノ與ヘタル命令ヲ此命令ハ之ヲ「フォルス、マジュール」即チ「巨抗力」ト一樣ニ看做スヲ

Arrhes.

アール

手附

〔本義〕羅甸ノ「アラ」ヨリ出ツ「取引キヲ保證スルタメニ賣買ノトキ與フル金」ナリ

〔釋解〕賣買ノ執行ヲ慥ニスルタメニ賣買ノトキ與フル金ニシテ約束ノ取リ結ヒニ關スルモノニ非スハ唯賣買ヲ爲サンコトヲ取リ結ヒタル迄ニテノコトナリト雖モ其取リ結ヒヲ取消スニハ買主ハ其與ヘタル手附金ヲ失ヒ賣主ハ其手附ノ倍高ヲ拂ハサルヘカラス

〔參照〕土地賃貸ハ(民)一七一五、賣買ハ(民)一五九〇、

## アサンダン　尊屬

〔本義〕羅甸ノ「アサンダンス」ヨリ出ツ「アサンダンス」ハ「アスカンデレ」ト「スカンデレ」ト合成シタルモノニテ「アドスカンデレ」ハ「登ルノ義

Ascendants.



ド」ハ「ニ」ナリ

ド」ト「スカンデレ」ト合成シタルモノニテ「アドレ」ハ「ニ」ナリ

「スカンデレ」ハ「登ル」ノ義

〔釋解〕吾レヨリ上ミノ宗系ニ屬スル血屬ノ人チイフ

〔參照〕尊屬ノ受ル相續ハ(民)七三一、七三三、七四六以下、相續ノ存留ハ(民)九一五、九一六、尊屬ノ後見ハ(民)四〇二以下、養料ハ(民)二〇五、二〇七、共有ハ(民)一五一一三、一一一四、費用ハ(訴)一三一、失踪者ノ子ハ(民)一四三、婚姻ハ(民)一六一、幼者ハ(民)九〇七、尊屬ニ對スル犯罪ハ(刑)二二九、三一二、三八〇、證人ハ(治)一五

六、

Assassinat.

アサシナ

謀殺

〔本義〕「アサシチ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本亞拉比ノ「アスシスク」ヨリ出ツ「アスシスク」ハ「麻葉ノ粉末」ヘシ「アスシセ」ハ麻醉劑ノ名ヨリ以テ「アスシセ」ヲ製スル衆徒ニ命シテ麻葉ヲ採ラシム一旦其衆夢幻ノ間ニ往古亞拉比ニ「アサセン」トイヘル宗旨黨アリ黨主其神人顯ラハレ來リ麻葉ヲ運搬スルヲ見ル衆駭テ之ヲ主ニ告ク黨主曰ク汝等見ル所如此是即チ上帝ノ寵意ノ如クナルヲ蒙リ今ヨリ後チ福利アルノ兆ナリト遂ニ其衆ヲ誘導シテ悉ク其讐黨ヲ殺サシム是レ「アサシン」ノ「アスシク」ヨリ出テシ所以ナリ

〔釋解〕計略ヲ以テシ又ハ待チ伏セシテ爲ス殺害ヲイフ」

〔參照〕相續人ニ付テハ、(刑)二九六以下、(刑)三〇二以下、





Assignation.

閼嘶孫（アシニアジョン）　尼婉（アエヌオン）　噩盦（ウオン）

乎出状

Assignation.

〔本義〕「アシニェ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「アシニェ」ハ「標シヲ爲ス」ノ義今法律語ニテハ「呼ヒ出ス」ノ義ニ用ス

〔本部四八「アジュールヌマン」ニ同シ〕○バジュレ

〔釋解〕本部四八「アジュールヌマン」ニ同シ○バジュレ

他ト爭論スルトキ其爭論ヲ裁判スルタメ管轄裁判所ヘ相手方ヲ呼出ス書面ナリ治安裁判所ヘ出頭セシムルトキハ此書面ヲ「シタシオン」トイフ（「シタシオン」ハセノ部二八）初告裁判所ニ於テハ之ヲ「アジュールヌマン」ト

イフ（本部四八）控訴院ニ於テハ之ヲ「アクト、ダペル」トイフ

フ（「アクト」ハ書面ナリ「アペル」ハ控訴ナリ）破毀院ニ於テ

アノ部

閼嘶（アシオン）　尼娠（アエヌオン）　氳（ウオン）

呼出狀（ニアジオン）

Assises.

Cours d' assises.

〔本義〕「アシズ」ハ一說ニ「ウァロン」（國名）ノ「アシズ」ヨリ出ツ「アシズ」ハ「定マル」ノ意又一說ニ佛ノ古語ノ「アシザ」ノ轉語ニシテ「アシザ」ハ「腰ヲ掛ケル」ノ義ニ從フ

シト知判ハ「定マル」ノ意又一説ニ佛ノ古語ノ「アシザ」ノ轉語ズ」ハ「定マル」ノ意ニテハ常ニ複稱ニ用ヰ重罪裁判ス但此語ハ法律語ニテ是ナルヲ云フ「アシザ」ハ「腰ヲ掛ケル」ノ義ニ說ク所ナリ(ヒノ部九五)「ドクール」ハ上等ノ裁判所ナリ(口音)「クール、ダシズ」ノ「ノ」ナリ「クール、ダシズ」

〔釋解〕重罪ヲ裁判スルタメニ設クル裁判所ナリ「クール、ダシズ」ハ總テノ大罪ニ關スル刑獄ヲ掌ル處ナリ此「クール、ダシズ」ハ裁判官トニ依リテ成立ツモノニ陪審官トニ依リテ成立ツモノ裁判官ハ刑獄ヲ吟味シテ之ヲ刑ニ擬シ陪審官ハ被告人ノ罪ノ有無ヲ斷定ス○リトレ重罪裁判所ノ「セシオン」ナリ「セシオン」ハ會議時間ヲイフ○「按」治罪法第二百五十一條以下ニ據ルニ或ハ「クール、ダシズ」ト稱シ



〔本義〕「アシズ」ハ一說ニ「ウァロン」(國名)ノ「アシズ」ヨリ出ツ「ア

或ハ「アシズ」ト稱セリ而メ尤モ「アシズ」ト稱スルモ又「ソールシアル、ダシズ」ト稱スルモ異ナルコトナキカ

多シ之ヨ由ルニ單ニ「アシズ」ト稱スルモ又「ソールシアル、ダシズ」ト稱スルモ異ナルコトナキカ

四　長ハ(治)二六六以下、檢事ハ(治)二七一以下、重罪裁判所ニ移スコトハ(治)二三一、五〇〇、五

長　〔參照〕犯人ヲ重罪裁判所ニ移スコトハ(治)二三一、五〇〇、五

〔本義〕羅甸ノ「アソシアレ」ヨリ出ツ「アソシアレ」ト合成シタルモノニテ「アドド」ハ「ニ」ナリ「ソシアレ」ハ「附加スル」又「一致スル」ノ義

Association.

アソシアシオン

集會

〔釋解〕總テノ集合ナイフ又不眞ノ目的ニテ爲シタル集

合モ亦此稱ヲ用ヰル

〔參照〕死去ト相續人中ノ者トノ間ニテ詐僞ナシタル集會ハ(民)八五四、夫婦共同ノ集會ハ(民)八五五、集會ノ自由ヲ害スル集會ハ(商)四八以下、二十人以上ノ集會ハ(商)二九一以下、兇徒ノ集會ハ(刑)二九一以下、六八、法禁ノ集會ハ(刑)二六

Assurence.

アシュランス

保險

〔本義〕「アシュレ」ト「アシュレ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ「アシュレ」ハ「シュール」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「シュール」ハ「堅固ナル」又「堅固ナル」ノ義今「人ノ信用」又「平穩」又「保證」ニ慣用ス

〔釋解〕受合ヒ料ヲ拂ヒ豫メ凶事若クハ危難ヲ避クル爲メニ結フ一ツノ未必契約ナリ商事法典ニテハ其編成ノ書スコロ陸地ノ受合ハ慣習ヨリテハ海陸共ニ同シト雖ヒ入ヲ有スル債主ニ付テノ請合ノ效ハ別段ニ之ヲ定ムヲ要ス

〔參照〕契約ノ方式及ヒ眼目ヲ引受者トノ義務ハ(商)三四下、商賣ノ事ハ(商)六三三以下、積荷證書ハ(商)三三二以下、保險ノ委托者ハ(商)三三二以下、委棄ハ(商)三六九以下、保險ノ契約ハ(民)一九六四、分散ハ(商)五七六、却下ハ(商)四三五、四九一ノ十項、一九二ノ八項、保險世話人ハ(商)三三一、時效ハ(商)四三二、四三四、特權ハ(商)七二、七七、

七九、八一、

Atermoiement.

〔本義〕「アテルモアエ」ト「アテルムム」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ期日ナリ（テノ部四）

アテルモアマン

猶豫期限

〔釋解〕貸金ノ「ペマン」即チ辨濟（ペノ部二）ヲ爲スヘキ期限到ルノ後チ更ニ義務者ヘ許シタル期限チイフ

八八

Attentat.

〔本義〕「アタンテ」ヨリ出ツ「アタンテ」ハ羅甸ノ「アタンタレ」ト合成シタル

遏探士（アタンタ）

亂害

遏（アーツ）

八九

モノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「タモタ事ルニタノ皆

ンタ」ハ「惡事ノ企テ」ノ義ニ慣用スル而メ法律ニテハ惡事ヲ企ツルノ意ニ用サル○「按」「アタンタレ」ハ本ト「試ミ」ノ義今「アタンタ」ハ全ク「タンタウ」ト同義ニテ罪ヲ犯サントス試ミ企ツルノ義ナリ然ルニ今仕遂ケタルモノト認定レ昔時「タンタヲ」ヲ仕遂ケタルモノトイヒシニ由ルナリ（オランニ據ル）

（釋ト）謂風俗ニ付テノ「アタンタ」人ノ貞操ニ付テノ「アタンタ」ハ國安ニ付テノ「アタンタ」人ノ安寧ニ付テノ「アタンタ」ハ政府國王國權人身及所有權ニ係ル總テノ重罪ナリ所

如キ是ナリ〇ダロー ズ政府國王國權人身及所有權ニ對シテ爲シタル總テノ攻擊ヲイフ

〔參照〕外患ニ關スル亂害ハ(刑)八六以下、內亂ニ關スル亂害ハ(刑)七五以下、主又ハ其親屬ニ對スル亂害ハ(刑)一一四以下、

アタンタ、オー、ムーリ

風俗ノ亂害亂俗

Attentat aux moeurs.

〔本義〕「オー」ハ「コ」ナリ「ムールス」ハ「風俗」ナリ

〔釋解〕ダロー ズ通常ノ語ニ反對セル總テノ行爲ヲイフ然ヒ現今ノ法律語ニテハ他ノ貞操ニ關カルノコトヲ、オー、ムーリアタンタ」ト記載セリ第一、八ノ貞操ニ關スル亂害ハ「アタンタ」中ニ左ノ事件ノミヲ

スル公ケノ暴行、第二、十三歳以下ノ幼者ニ對シ凶暴ナクシテ犯シタル貞操ニ關スル暴行、第三、强姦及ヒ凶暴ナチ以テ犯シタル貞操ニ關スル姦通、第四、幼者ヲ淫行ニ導クヿ、第五、有夫有婦ノ姦通、第六、重婚〔參照〕亂俗ハ(刑)二八七、三三〇、四七七、

アテリスマン

Atterissement.

漸積地

〔本義〕「アテリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アテリル」ハ「ア」ト「テル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「テル」ハ「土」ナリ

〔釋解〕「アリッヴィオン」ニ同シ(本部五四)

〔參照〕(民)五五六ヨリ五六〇マテ、





Attroupement.

遏土嘯不蠻吶(アツプルーマン ウーファン ウァン)

鳴斑

鷶

九一一

Attroupement.

〔本義〕「アツルーペ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アツルーペ」ハ「ア」ト「ツルーブ」トヲ合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ツルーブ」ハ「群」ナリ

〔釋解〕爭擾ヲ爲ス目的ニテ多人數群集スルヲイフ

〔參照〕公權ヲ妨害スル者ハ(刑)一〇九以下、官命抗拒ハ(刑)一一三以下、

九一一

Aubaine.

Droit d' aubaine.

アーベヌ

外國人ノ、ドロアーベヌ



渴土嗾不鑾吶　嗚斑鷁

（アツルーブマン）（ウーブアン）

## 外國人ノ遺産ヲ收ムルノ權

〔本義〕或云羅甸ノ「アドウナ」ヨリ出ツ「アドウナ」ハ「外國人」ナリ或云佛ノ古語ノ「オベル」ヨリ出ツ「オベル」ハ「處ヲ易ル」ノ義或云「アリビ、ナチュス」ヨリ出ツ「アリビ、ナチュス」ハ「他處ニテ生レタル」ノ義ナリト然ルニ未孰レカ是ナルヲ知ラス今「歸化セサル外國人」ノ義ニ用ヰル「ドロア」ハ權利ナリ（デノ部六四）「ド」ハ「ノ」ナリ（口音）「ド、オーベヌ」ハ「ドーベヌ」ノ〔釋解〕「ドロア、ドーベヌ」ハ外國人死去シタルヰハ假令ヒ其親族アリト雖モ外國人ナルヰハ之ヲ除去シ其領地ニ在ル一切ノ物件ハ君主又ハ國家カ己レノ有トスル權ヲ廢シタリト雖モ外國ニテ



於テハ佛人ニ對シテ此權ヲ行フ處許多アリ民法ニテ彼ノ許ルシ所ハ我亦之ヲ彼ノ禁ス所ハ我

於テハ佛人ニ對シテ此權ヲ行フ處許多アリ民法ニテ亦之ノ許ルス所ハ我ニ禁スル所ハ我亦之ヲ禁スルノ原則ヲ定メシト雖モ此規則ハ千八百十九年七月十四日ノ法律ニテ廢セラレタリ

オーヂアンス

Audience.

訟庭

聽訟時間

〔本義〕羅甸ノ「オーヂレ」ヨリ出ツ「オーヂレ」ハ「聞ク」ノ義

〔釋解〕裁判所ニテ訴訟ヲ聽ク時間ヲイフ此時間中ニ於テ裁判ヲ妨クルモノハ其罪ノ輕罪ニ係ルモノハ即時ニ之ヲ罰ス○ダローズ裁判官ノ裁判ヲ與フル場所「オーヂトアール」(即チ訟庭)ヲイヒ又裁判官原被ニ尋問スル

所ノ時間ヲモイフ

〔參照〕治安裁判官ノ數及ヒ

（訴）ルヿハ（訴）五六、開廷ヲ訴フル書ハ（訴）七

取締ハ（訴）八五以下、（治）一

者ニ對スル刑ハ（治）一四九、訟廷ノ重罪輕罪ニ付テハ

（訴）一三以下、（治）一八一、五〇四、

オータンチシテ、デ、アクト

證書ノ公正

Authenticité des actes.

〔本義〕「オータンチシテ」ハ「オ

ンチック」ハ希臘ノ「オータン

オス」ヨリ出ツ「オータンテス」ハ「自

働ラック」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「アクト」ハ「書面」ナリ



〔釋解〕「アクト、オータンチック」トハ書面ニ執行ノ力ヲ與フ

ル爲メ要用ノ權利ヲ有シタル公ケノ官吏ノ手署シタル

〔釋解〕「アクト、オータンチク」トハ書面ニ執行ノ力ヲ與フル爲メ要用ノ權利ヲ有シタル公ケノ官吏ノ手署シタル

モノヲイフ〇ダローズ「オータンチク」ハ自ラ信用ヲ爲ス證書ヲ書付ノ所ノモノヽ性質ヲイフ然トモ此語ハ故ラニ書付ノ

ミニ付テ用井ルナリ「アクト、オータンチク」トハ書面ノ

Autorisation.

〔參照〕法式及ヒ效力ハ(民)一三一七以下、假執行ハ(訴)一三

五、遺囑ハ(民)九六九、九七一ヨリ九七五迄、一〇〇一、

オー―

許可

〔本義〕「オートリゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「オートリザシオン」ハ羅甸ノ「オーゼレ」ヨリ出ツ「オーゼレ」ハ本ト「力

ナ

〔釋解〕「增ス」ノ義今「オートリゼ」ハ「權ヲ與フル」ノ義ニ慣用ス」

夫ニ

彼カ能力ニテ做シ得サルコトヲ做シ得シムル爲メ

「ン」ヲ

彼ヘ與フル承諾ヲイフ例ヘハ人ノ婦ヲ

リ

「オートリザシオン」又ハ裁判所ノ「オートリザシオン」ノ義ニ慣用ス」

〔參照〕婚姻シタル婦ニ必要ナル許可ハ(民)二

五、一四二七、一四四九、一四五〇、一五三八、一

五五以下、(訴)八六一以下、(商)四、五、公舍ニ必要ナル許可ハ(民)九一〇、九三七、一二三九、

權

奧多哩太(アウトリテー)

奧締(アウテエー)

隘(アエー)



〔本義〕羅甸ノ「オークトル」ヨリ出ツ「オークトル」ハ「增ス」ノ義ニシテ其本梵語ノ「オージアス」ニ原ク「オージアス」ハ

〔本義〕羅甸ノ「オークトル」ヨリ出ツ「オークトル」ハ「増ス」ノ義ニシテ其本梵語ノ「オージアス」ニ原ク「オージアス」ハ「力」ナリ今「他ヲ從ハシムヘキ權」ヲイフ此語ハ「プールウォアール」ノ意ヲ主トシ「プールウォアール」ハ必ス無形ノ威力アリ「プールウォアール」ハ「自ラ爲スヲ得ル」ノ意ヲモ含ムトス「オートリテ」ハ「他ニ爲サシムル」ノ意ヲモ含ムトス「オートリテ」ハ必ス「オートリテ」ヲ主トシ「プールウォアール」ノ意ヲモ含ムトス

〔釋解〕概シテ之ヲイヘハ人ノ從フ所ノ權即チ公吏官衙等ナリ

〔參照〕夫ノ權ハ(民)三七三、審了事件ハ(民)一三五〇、權ハ(治)五〇四以下、不法ニ官權ヲ行フ者ハ(刑)一九七、官權ニ對スル誹謗ハ(刑)二〇一以下、官權ニ抵

抗スルヿハ(刑)二一〇九以下、官權ニ對スル不敬暴行ハ(刑)二一二以下、

Autorité administrative.

オートリテ、アドミニストラチウ

行政ノ官權

〔本義〕「アドミニストラチウ」ハ「行政ノ」ノ義

〔釋解〕「按」プーウォアル、エキゼキッチフ」即チ執行權ノ配下ニ在リテ全體ノ公益ニ關スル法律ノ適用チ司ル官ノ總稱ナリ(ブーフヨ據ル)

〔參照〕(刑)一二七以下、

Autorité judiciaire.

オートリテ、ジゥヂシエル

司法ノ官權

〔本義〕「ジゥヂシエル」ハ「ジゥヂゥ」ヨリ出テタル形容詞ニテ「ジゥヂゥ」



ハ「裁判官(ジノ部五)ナリ

〔釋解〕「プーウォアル、ジゥヂシエル」ト同義ニテ法律チ議擬シ

ハ「裁判官（ジノ部五）ナリ

〔釋解〕「プーウォアル、ジゥギシエル」ト同義ニテ法律ヲ議擬シ又ハ之ヲ執行スル權ヲイフ

〔參照〕（刑）一二七以下、

## オーニ邑ノ權

Autorité municipale.

〔本義〕「ミゥニシパル」ハ「ミゥニシプ」ヨリ出ル「ミゥニシパル」ト同義ニテ法律ヲ議擬シ及ヒ伊太利ノ市府ニシテ其住民ハ固有ノ法律及ヒ慣習ニ依テ生息シ羅馬國人ノ權ヲ參與セシモノヲ云ヒ又其住民ヲモ指シテイフ

〔釋解〕邑ノ財產ノ管理及ヒ其警察ニ付キ事ヲ處斷シ或ハ規則ヲ設クル權ヲイフ



〔本義〕「ジゥギシエル」ハ「ジゥジゥ」ヨリ出テタル形容詞ニテ「ジゥジゥ」

## 司法權

Aval.

アウァル

證認

〔本義〕「アウァル」ハ「ア」ト「ウァル」ト合成シタルモノニシテ「ア」ハ即チ「谷ノ傾キ」ノ下流ノ義ヲ今「水ノ流」ノ義ニ用ヰル又法律語ニテハ「アウァル」ハ「商用手形保證ヲ證スル」ヿナイフ蓋シ受合人ノ印ハ總テ本書末尾ニ在ルヲ以テ水ノ下流ノ義ヲ轉用シ〇ロセ|此語ハ「アウァロアル」ノ略語ナリ「アウァロアル」ハ「ア」ト「ウァロアル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ウァロアル」ハ「伸張スル」又「價アル」ノ義即チ手形所持人ハ「アウァル」ト與ヘタル者ニ對シテ其權利ヲ伸張スルヲ以テナリ」

〔釋解〕爲替手形又ハ差圖附手形ノ期限ニ至リ借主之ヲ



排斥ス

ルヲ得サレハ其拂ヒ方ヲ引受クル旨ヲ他人ニテ保證スルヲ「アウァル」トイフ故ニ保證人カ手形ノ末ニ「プール、

拂ヒ得サレハ其拂ヒ方ヲ引受クル旨ヲ他人ニ
スルまチ「アウァル」トイフ故ニ保證人カ手形ノ末ニ「プール、
アウァル」ノ語ヲ記シ且之ニ手署スルトキハ其保證契約ハ
十分ニ成立チタルモノトス

〔參照〕爲替手形ハ(商)一四一、一四二、
Avancement. d' hoirie. アウァンスマン、ド、オアリ

## 相續物ノ前渡

〔本義〕「アウァンセ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アウァンセ」ハ「先タチテ遣ル」ノ義「アウァンスマン」ハ「先タチテ遣ル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「オアリ」ハ「相續物」ナリ(口音)「アヽドアリ」

〔釋解〕本人生前ニ在リテ將又其相續ヲ受クヘキ者ニ豫メ其權利ヲ保證シ又ハ差圖附手形ノ期限ニ至リ借主之ヲ

メ渡シタル贈遺ナリ此贈遺ハ若シ本人ヨリ特別ノ囑托アリテ其贈遺ハ相續物外ノ物タルヲ明カニ示シヲカサレハ其沒後相續發開ノトキ更ニ持寄ルヘキモノトナス為サヽルカラス

〔參照〕(民)五一一、(ペノ部四二プレシピウ」ノ所參看)

## アウアリ Avarie.

運輸損害

〔本義〕亞耳曼ニテハ「アフェレ」トイフ「アフェレ」ハ本「投錨稅」又「海ニ投シタル商品ノ償ヒ」ノ義又英語ニテハ「アエラジウ」トイフ「アエラジウ」ハ本「損失」ノ義

〔釋解〕品物ノ價其本來ノ正價ヨリモ下落スルカ又ハ總テノ損害ナリ○リトレ舟ノ發港ヨリ歸港マテノ間ニ舟又ハ



積荷ノ上ニ生スル損害ナリ其損害ハ危難ヨリ生スル損費モ籠メテイフ又車等ノ其運送中ニ生スル總テ

積荷ノ上ニ生スル損害ト雖モ籠メテイフ又車等ノ其運送中ニ生スル總テノ損害モ亦モイフ

〔參照〕運送者ハ(民)一七八四、(商)九八、一〇三、船舶抵當借主ハ(商)三三〇、保險人ハ(商)三九三、損害中ニ入ルヘキ者ハ(商)九七、四〇八、損害ヲ保險セサル約條ハ(商)四〇九、處置ハ(商)三九八、

Aveu.

アウー

自認

〔本義〕「アウー」ハ「ア」ト「ウー」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「ウー」ハ「誓願」ノ義「アウー」ハ「誓願ヲ以テ約ヲ立ルノ義又「許認」ノ義又「己レノ負フ所ノ義務ヲ認ムル」ノ義

又「懺悔」ノ義ニ用井ル〔釋解〕或ル事件或ル約束ノ信實ニシテ相違ナキヲ自認スルヿヲイフ

〔參照〕私印證書ハ(民)一三二、一三二三以下、自認ノ力ハ(民)一三五四ヨリ一三五六マデ、特別ノ代理ナキ於テハ自認ヲ爲スヲ得ス尚サルヿハ(訴)三五二、自認ヲ效力ニ於テハ自認ヲ爲サヽル場合ハ(訴)八七〇、證據ト爲サヽルヿヲイフ

Aveu judiciaire. アウ、ジッヂシエール、ジッヂシエル

## 裁判上ノ自認

〔本義〕「ジッヂシエル」ハ「裁判ノ」ノ義

〔釋解〕バシッレ裁判上ニテ本人又ハ代人ノ爲ス白狀ハ其本人ニ對シテ十分信實ナルモノニシテ白狀ナリ



且ツ分離スヘカラス又取戻スヘカラサルモノトス

且ツ分離スヘカラス又取戻スヘカラサルモノトス

〔参照〕(民)一三五四以下、

Aveu extra-judiciaire.

アウー、エクストラジュヴヂシエル

裁判外ノ自認

1011 Avocat.

〔本義〕「エクストラジュヴヂシエル」ハ「裁判外ノ」ノ義

〔釋解〕バシュレ裁判外ニテ爲シタル白狀ナリ例ヘハ談話上ニテ爲シタル白狀是ナリ

〔参照〕(民)一三五四以下、

アウオカ

代言人

〔本義〕羅甸ノ「アドウォカチュス」ヨリ出ツ「アドウォカチュス」ハ「アドウォカチュス」ト「ウォカチュス」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「ウォ



此白狀ハ其本人ニ對シテハ十分信實ナルモノニシテ

カチウス」ハ「呼ハルヽ」ノ義「アドゥカチウス」ハ即チ助ケノタメニ呼ハルヽ人」ノ意ナリ

〔釋解〕民事裁判所又ハ刑事裁判所ニ於テ人民ノ辨護スル人ナイフ○ダローズ「アウォカ」ハ法律學士ノ免狀ヲ得テ人民ノ榮譽生命自由財産ヲ保護スル爲メニ任セラレタル人ナリ

〔保護人〕トモイフ「アウォカ」ヲ「デファンスール」トモイフ裁判所ニテ保護スル爲メニ任ケラレタル人ナリ

〔參照〕論議半折ノ場合ハ(訴)一一八、敬愼願書ニ付テハ(訴)四九五、四九九、大審院上告ハ(治)四二四、

アウォルトマン　流産

アウォルテ　墮胎



〔本義〕「アウォルテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アウォル

〔本義〕「アウォルテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アウォルテ」ハ羅甸ノ「アボリオル」ヨリ出ツ「アボリオル」ト合成シタルモノニテ「アブ」ハ缺ケル「生ルヽ」ノ義

〔釋解〕生期ニ至ラスシテ子チ生ムチイフ但故ラニ生期ニ至ラスシテ子チ生ムノ所爲ハ一ツノ重罪タリ

〔參照〕(刑)三一七、

## 一〇一一 Avoués.

〔本義〕「アウォカ」ニ同シ

〔釋解〕訴訟チ爲スニ付キ訴訟手續キニ循ヒテ訴訟人ノ代理チ爲サシムル爲メニ民事ノ初告裁判所及上等裁

判所ニ設ケタル官吏ナリ佛國ニテハ總テ代訟人ニ依
頼セサレハ出訴ヲ爲スヲ得ス○バシツレ代訟人タル
ノ人ハ少クトモ年齡廿五歳ニシテ法學校ニ於テ一年間
修業ヲ爲シ治罪法訴訟法ノ試驗ヲ受ケシ後チ學校
ノ證書ヲ所持シ且代訟局ヨリ渡シタル證書ヲ持參シ又法律ノ定メタル金高ノ
出訴ノ人品ト行狀トヲ保證トシテ訴訟院ノ申立ヲ以テ國君ヨリ命セラルヘキ控
訴サヽルヘカラス又之ヲ任スルニハ其附屬スヘキ訴訟院ニ
於テハ「アウガ、ド、ラ、クール、ド、カサシオン」即チ破毀院代
人ト稱シ定員六十人アリ皆皇帝ヨリ之ヲ命ス此代
訟人ハ代訟ヲ兼ルニ依リテ「オフィシエ、ミニステリエル」
ニ入ルモノトス



〔參照〕代訟人ノ設ケ方ハ(訴)六一、七五、新代訟人ハ(訴)三四

（参照）代訟人ノ設ケ方ハ（訴）六一、七五、新代訟人ハ
二、三四四、入費及ヒ手數料ハ（訴）一〇四、一三三、拂方ノ訴
ハ（訴）四九ノ五項、六〇、時效ハ（民）二二七三ョリ二
ヤテ、訟件讓渡ハ（民）一五九七、計算ハ（訴）五三六、場所出張
ハ（訴）二九七、願下ハ（訴）四〇二、證人吟味ハ（訴）二五
三、裁判執行ハ（訴）一〇三八、詐僞陳述ハ（訴）二一五、債主ノ
順序ハ（訴）七六〇、七六一、七六四、繼續セサル訴訟ノ消滅
ハ（訴）四〇〇、證據書類ハ（民）二二七六、二〇六〇ノ七項、（訴）
一九一、一九二、裁判官ヲ訴フル事ハ（訴）五一二、敬愼願書
〇五、七〇七、七一一、年金拿住ハ（訴）六五一、封印ハ（訴）九三
二、書面審査ハ（訴）一九六、

Ayant cause.

Ayant droit.

エイアン、コーズ

承權者

エイアン、ドロア

承權者

〔本義〕「エイアン」ハ「アウォアル」トイフ働詞ノ現在分詞ナリ「アウォアル」ハ「持ツ」ノ義「エイアン」ハ「持ツ人」ノ義ナリ（「コーズ」ト「ドロア」トヲ見ヨ）

〔釋解〕定リタル事物ニ係リテ其人ノ「アウォアル」ハセノ部一四「ドロア」ハ一般ノ部六四ニ代リ一人ノ權利ヲ故ニ獲得者ハ賣主ノ「エイアン、コーズ」即チ「エイアン、ドロア」ナリ此語ハ通例財產全部ニ就キテ之ヲ專ラ人ノ權ニ代ルヿニ就キテ用ヰル



〔參照〕證書ノ效ハ（民）一三一九、一三二二以下、誓ノ效ハ（民）

〔參照〕證書ノ效ハ(民)一三一九、一三二二以下、誓ノ效ハ(民)一三二二以下、
六二、六五、婦ノ承權者ハ(民)一四五三、社員ノ承權者ハ(商)



財産ノ一部ニ係リ人ノ權ニ代ルヿニ就キテ用ヰル

ヘ

ノ部

バ

イ